## 評 価 書(案)

 令和3年8月23日

 宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握方法 別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

令和3年6月 7日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面(評価調書)の作成

令和3年6月 8日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和3年6月 8日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取

~7月 7日

令和3年8月11日 宮城県行政評価委員会からの答申

令和3年8月23日 県の自己評価の確定,条例第10条に定める書面(評価書)の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会(大規模事業評価部会)における調査審議の経過,同委員会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した(評価結果の詳細は、別添資料2のとおり)。

なお、同委員会からの答申内容(評価書を作成するに当たり検討すべき事項等)に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

## (1) 答申内容に対する検討結果

## 【答申記1】

事業推進に当たっては、仙台市を含む関係者と連携を密にして、適切なまちづくりが進むように努めること。

## 【検討結果1】

本事業は仙台市のまちづくりに大きな影響を与えることから、仙台市をはじめとした関係者と緊密に連携・協議しながら事業を進めてまいります。

### 【答申記2】

施設利用者をはじめとした県民のニーズを把握し、集約・複合化による新たな活動の展開を見据えた事業の実施に努めること。

## 【検討結果2】

文化芸術・NPO 関係をはじめとした施設利用者等からの意見も踏まえた上で、両施設の集約・複合化によって、多様な主体が結びつき、県民の心豊かな生活の実現や社会包摂の促進などの効果に結びつく新たな取組が展開できるよう検討を進めてまいります。

## 【答申記3】

敷地の活用については、広さ及び周辺環境等を踏まえ、適切な事業価値が生み出されるよう十分に配慮すること。

## 【検討結果3】

整備予定地は敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点や敷地周辺の多様な施設との連携が可能な点が特徴であることから、これらを踏まえ、建物の検討だけでなく、敷地全体としての利活用を検討することで、本事業の実施による効果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

## 【答申記4】

事業の専門性や複雑性を考慮し、外部の知見を適宜活用する適切なプロジェクトマネジ メントに努めること。

## 【検討結果4】

本事業の対象となる公共ホールは、設備や管理運営など多くの面で専門的な知識、ノウハウが必要とされる施設であることから、事業の実施に当たっては、適切な助言等を行うことができる有識者の活用や体制の整備を検討してまいります。

### 【答申記5】

事業の進捗を県民に分かりやすく説明するよう努めること。

### 【検討結果5】

事業の進捗については、適宜、県 Web サイトで情報を発信するなど、他自治体の事例も 参考に効果的な手法を検討してまいります。

## (2) 県民意見に対する検討結果

別添資料4「提出された意見の概要及び事業担当課の見解」のとおり。

## 事 業 概 要

## I 事業の概要

I 事業の概要	
事業の名称	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業
事業の概要	【概要】     仙台医療センター跡地に、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ(以下「みやぎNPOプラザ」という。)の集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通して、両施設のこれまでの取組を更に発展・強化するもの。     (1)設置場所     仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区宮城野二丁目地内)     (2)対象施設     イ 宮城県民会館     開館年月:1964年(昭和39年)9月
	延床面積:12,470㎡ 敷地面積:3,627㎡ 構 造:鉄骨鉄筋コンクリート 階 数:地下1階・地上6階 主な諸室機能:大ホール(1,590席),楽屋,会議室,教養室,
	展示室, リハーサル室 等 ロ みやぎNPOプラザ 設置年月:2001年(平成13年)4月 ※ 入居する榴ヶ岡分室庁舎の建築年月 1967年(昭和42年)11月 延床面積:1,262㎡(みやぎNPOプラザのみ)
	要求面積: 1, 262 m (みやさ N P O フ ブ りのみ) 敷地面積: 4, 942 m 構 造: 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館) 本館 鉄筋コンクリート造 書庫 鉄筋コンクリート造 階 数: 本館 地上3階・地下1階
	書庫 地上3階(5層式) ※ みやぎNPOプラザは1階に入居 主な諸室機能:交流サロン,会議室,NPOルーム,レストラン,共同作業室,事務室等
	【上位計画との関連】 ○新・宮城の将来ビジョン ○新・宮城の将来ビジョン実施計画 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり (5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる 取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興 <附属資料5 新・宮城の将来ビジョン(令和2年12月策定)抜粋> <附属資料6 新・宮城の将来ビジョン実施計画(令和3年3月)抜粋>

○宮城県文化芸術振興ビジョン (第3期)

方針1 文化芸術の持つ力の活用

施策2 文化芸術による地域の活性化

(2)様々な分野との連携・協働による地域力の向上

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり 施策7 文化芸術に触れる機会づくり

(5) 文化施設等の整備・活用

## <附属資料7 宮城県文化芸術振興ビジョン(第3期)(令和3年3月)抜粋>

○宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)

基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

- 1 みやぎNPOプラザの機能の充実
- 2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

< 附属資料 8 宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)(令和3年3月改定)抜粋>

## 事業計画の背景

### 【背景】

- (1) 本県における公共施設の現状
  - ・ 旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有 施設は、延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改 修や更新の時期を迎えている。
  - ・ 人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、本県の公 共施設(公用施設及び公共用施設)の更新等にかかる費用の推計は、 平成28(2016)年度からの40年間で総額約1兆2,394 億円(年平均309億円)になるとされている。
  - ・ また,道路や橋梁,河川管理施設,ダム,水道等の社会基盤施設 も同様に老朽化が進んでおり,今後更新等の必要が生じることから, 将来の一層の厳しい財政状況が想定されている。
  - ・ 厳しい財政状況の中においては、公共施設等の選択と集中の徹底 を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていく ことが必要である。
- (2) 宮城県民会館の現状
  - ・ 建設から50年以上が経過し、建物の内外装の摩耗・汚損、電気・空調・舞台機構の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、故障リスクが増大している。
  - ・ 中心市街地に立地しているため、搬入口に面した道路が一方通行 であることに加え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材 搬入が困難である。また、バリアフリーに対応していないことや舞 台やロビーが狭いなど、利活用面で大きな課題となっている。
  - ・ 大ホールの平均稼働率(平成28年度~令和元年度)は,80% を超える高稼働で予約が取りづらい。仙台市内のホールにおいても, 座席数が大規模になるほど稼働率が高くなり,特に,土・日曜日の 公演が過密化しており,慢性的なホール不足状態である。
  - ・ 仙台市が音響を重視した高機能な2,000席規模の多機能ホールの整備について検討を進めていることを前提に、県が平成30年度に実施した「宮城県民会館需要調査」では、ホール需要、さらにはあるべき施設像の一つとして2,000席規模の施設整備の方向性が示されたため、現在の県民会館の高稼働状況及び仙台市内のホール不足への対応を考慮すると、県が2,000席規模の施設を整備しても、施設の供給過剰になることは想定されにくいと分析した。
  - ・ また、令和2年度に仙台市が実施した需要想定調査では、「宮城 県民会館整備基本構想」を前提としても、市の音楽ホールは十分な 需要が見込まれるとの結果となっている。

### (3) みやぎNPOプラザの現状

- ・ 入居する榴ヶ岡分室庁舎(仙台市宮城野区)は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。
- ・ 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が 限られており、研修や交流イベントなどの自由度や参加人数が制限 されている。

## 【期待される効果】

- 老朽化の解消及び機能性の向上
- 集約・複合化による施設規模の適正化
- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果

### これまでの取組状況

本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針(以下「管理方針」という。)」を平成28年7月に定めた。

また、宮城県民会館等を含む、老朽化が進行している10施設について、 集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示され た基本方針(安全・安心の確保、施設の維持管理費用の低減・平準化、施設 総量の適正化)を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に「県有 施設等の再編に関する基本方針(以下「再編基本方針」という。)」を策定 した。

再編基本方針では、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」こととし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととした。

これを受けて、令和2年4月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和2年12月、「宮城県美術館は現地改修(増築は行わない)、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定した。

こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備に向けた基本的な考え方を示す「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を令和3年3月に策定した。

<附属資料 9 県有施設等の再編に関する基本方針>

<附属資料10 仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想>

○ 県有施設等の適正管理に関する取組の経緯

平成28年 7月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定 平成31年 3月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の一部改訂 令和 元年 5月 「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の開催 ~令和2年 2月

令和 2年 3月 「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定

○ 宮城県民会館,みやぎNPOプラザの集約・複合化に関する取組の経緯 平成30年 5月 「宮城県民会館需要調査」の実施

~10月

	平成31年 2月 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」		
	~令和元年 9月 の開催		
	令和 2年 3月 「宮城県民会館整備基本構想」の策定		
	令和 2年 12月 仙台医療センター跡地における県有施設再編の		
	施設整備に向けた県の方針の決定		
	令和 3年 3月 「仙台医療センター跡地における県有施設再編に		
	向けた基本構想」の策定		
今後のスケジュール	令和3年度 大規模事業評価、プロポーザル方式による設計事業候補者選定		
	令和4年度~令和6年度 基本設計・実施設計		
	令和7年度~令和10年度 建築工事		
	供用開始予定 令和10年度中		
	○ 現県民会館の跡地は、移転時期も考慮しながら、定禅寺通エリアの活性		
	化や魅力向上につながるような利活用方策について、仙台市をはじめ関係		
	機関や関係団体等との協議・調整を行う。		
	○ 榴ヶ岡分室庁舎の跡地は、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しなが		
	ら、仙台市のまちづくりや周辺の環境等を踏まえ、今後、県による利活用		
	をはじめ具体的な方策の検討を行う。		

## Ⅱ 事業内容

Ⅱ 事業内谷		
用地関係	予 定 地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内
	用地確保の状況	用地の確保 済・未
		※ 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター用地と県有
		地との交換により取得予定。
		造成面積 54,530.31㎡
		<del></del>
		県有地・民有地買上・民有地借り上げ・(
	敷 地 面 積	54, 530. 31 m <sup>2</sup>
	規制の状況	規制区域 市街化区域
		用途 近隣商業地域
		建ペい率 80%
		容積率 300%
		その他 大規模集客施設制限地区,第4種高度地区
建設関係	事業規模	延べ床面積 22,200㎡
		構造(想定) 鉄骨鉄筋コンクリート造,鉄骨造
		地下1階地上5階
		整備される主な施設
		ホール部門:大ホール
		$(8, 000  \text{m}^2)$
		民間非営利活動部門:交流サロン,NPOルーム,相談室,
		(600㎡) 共同作業室
		創造・育成・連携拠点部門:スタジオシアター,スタジオ等
		$(4, 700 \text{ m}^2)$
		交流・コミュニティ部門:ギャラリー,アートライブラリー,
		(2,800㎡) 会議室,エントランスロビー,カフェ
		等
		管 理 運 営 部 門:事務室,廊下,機械室等
		$(6, 100 \text{ m}^2)$

## Ⅲ 事業費

Ⅲ 事美質	
建設費 A	調査費 101.5百万円 設計費 927.8百万円
	工事費 24,309.8百万円(監理費含む)
	その他(用地費,負担金等) 0百万円
	合 計 25,339.1百万円
	【財源内訳】
	一般単独事業債
	起債       18,827.0百万円
	一般財源 6,512.1百万円
	合 計 25,339.1百万円
維持管理費 B	30年間の維持管理費の累計
	<建設後の施設の利用を令和10年~令和39年の30年間と想定>
	人的経費 5,915.0百万円
	修繕・補修関係経費 15,157.5百万円
	※15年目に設備更新,30年目に大規模改修を予定
	運営・管理経費 12,202.8百万円
	その他(-) 0百万円
I	

	合 計 【財源内訳】 一般財源	33,275.2百万円
合計 A+B	合 計 58,614.3百万円	33,275.2百万円
пр 11 г	【参考:現在価値換算後】 37,756.9百万円 <割引率1.8%>(30年[	国債の過去30年平均)

## 評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年規則第26号)第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

## 1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(第1号関係)

## 【宮城県民会館】

- ・ 文化芸術振興に関する国の基本理念を初めて明らかにした「文化芸術振興基本法(平成29年改正)」が平成13年に制定された後、平成24年には、基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が、平成25年には、設置者または運営者が取り組むべき事項を定めた「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が制定された。
- ・ これら国の法令において、劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築する ための重要な文化拠点であると定められ、また、その運営に関しては、質の高い事業の実施や、 地域特性を生かしたまちづくり、専門的人材の養成といった観点が重視されている。
- ・ また, 県の文化芸術振興ビジョンにおいて, 文化施設は関係団体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場としての役割を果たしていく必要があるとされている。
- ・ 宮城県民会館には、東北地方全体の需要を見据えた地域の要となることが求められていることに加え、東北全体からの集客はもちろんのこと、近年のインバウンドの動きを視野に、国内外から人が集う拠点施設としての役割も求められている。
- ・ また、大ホール単一の機能だけではなく、創造・普及活動に利用できるような施設を併せ持っなど、文化政策上、ホールに課せられた役割を満たしながら、商業的な要求にも応えられる、 柔軟で多機能な施設が求められている。
- ・ 宮城県民会館は、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。特に文化的な環境が十分でない地域へのアウトリーチ活動や、スタッフ研修、公演の共同制作などを通じた人材育成活動が必要とされており、市町村単位では手の届かない部分を中核拠点施設として補っていくことが求められている。

## 【みやぎNPOプラザ】

- ・ 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境が変化し、地域や個人の課題はますます多様化・複雑化している中、社会構造の変化に対応するだけでなく、自然災害や感染症などの不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すためには、これまで以上に多様な主体の参画、連携・協働の推進が必要であり、社会の課題解決に自主的・自発的に取り組むNPOが果たす役割や、NPOへの期待はますます大きくなっている。
- ・ みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、民間非営利活動拠点施設条例(平成12年宮城県条例第138号)に基づき、平成13年 4月に設置された。これまで、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組んできたが、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの 支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心とした県内のNPO支援施設とのネットワーク強化や中間支援組織等との連携・協働を図っていくことが求められている。

## 【県有施設全般】

- ・ 本県では、高度経済成長期等に集中的に整備した施設が今後更新や大規模改修の時期を迎える一方で、人口減少等により公共施設等の利用需要も変化することが想定されることから、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに公共施設等の最適な配置等を行っていく必要が生じている。
- ・ 老朽化が進行し、今後建替えや大規模修繕等が見込まれる施設のうち、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては、会議室やレストラン等の類似の諸室機能の共有化により、施設規模の適正化を図るとともに、幅広い利用者が集まる文化芸術施設と県内のNPO活動の拠点

が併設されることで、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点が生まれ、連携・協働の可能性が示唆されている。

・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動の更なる振興を図るとともに、施設規模の適正化や 運営効率化を図るためには、事業の実施は必要である。

## 2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。 (第2号関係)

### 【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、県民会館条例(昭和39年宮城県条例第1号)に基づき、県が設置する施設であり、県民が文化芸術を創造し、享受する場を提供することにより、文化芸術の総合的な交流及び文化芸術の振興を図り、県民生活の向上に寄与する役割を担っている。
- ・ 新たな県民会館の整備の在り方を示す「宮城県民会館整備基本構想」では、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。
- ・ また、基本理念のひとつに「人材育成×活動支援×地域連携」を掲げ、文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指すとともに、県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出することとしている。

## 【みやぎNPOプラザ】

- ・ みやぎNPOプラザは、民間非営利活動拠点施設条例(平成12年宮城県条例第138号) に基づき、県が設置する施設であり、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機 能拠点としての役割を担っている。
- ・ 「宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)」では、NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進し、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築することとしている。
- ・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動を促進するとともに、県内市町村が求める支援に対応するためには、県が主体となり両施設を整備することが必要であり、県が事業主体となることが適切である。

## 3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

### 【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、昭和39年の建設から50年以上が経過し、建物の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、建替等の必要性が生じている。
- ・ 令和3年2月に発生した福島県沖地震では、大ホール内に小さなコンクリート片や木片が落下したほか、壁面に多数のひび割れが起きるなどの被害が発生したことから数ヶ月程度の休館を余儀なくされているほか、近年、老朽化による施設・設備の更新工事に伴い、数ヶ月程度の休館が生じている。

## 【みやぎNPOプラザ】

- ・ 入居する榴ヶ岡分室庁舎(仙台市宮城野区)は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、 築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。
- ・ 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が限られており、研修や交流 イベントなどの自由度や参加人数が制限されている。
- ・ 以上のように、両施設とも施設の老朽化に起因する課題を解消し、文化芸術及びNPO活動の拠点施設としての機能を更に発揮するためには、早急な対応が必要であり、事業の時期は適当である。

## 4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

- ・ 本県では、事業費の総額が10億円以上の事業については、PPP・PFI事業導入の検討 を行っている。
- ・ 本事業において、建設工事事業に即していると考えられる国土交通省作成のVFM簡易算定 モデル(平成29年4月)を使用し、VFMを算定した結果、PFI手法を採用することによ る財政的なメリットを見いだすことはできなかった。
- ・ 基本構想に掲げる基本理念及び基本方針を実現するためには、実際の利用者等からの意見を 聴取し、施設の仕様の精度を上げていくというプロセスを繰り返しながら作業を進める必要が あることから、性能発注に基づき民間事業者の創意工夫を引き出すPFI手法の効果は発揮さ れにくい。
- ・ 以上のように、定量及び定性面から総合的に検討した結果、従来方式で整備を行うことが適切であると考える。

## PPP・PF I 導入調整会議等での検討結果

令和3年4月19日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果,当該事業については, 従来方式における手法が妥当と判断した。

<附属資料11 PPP·PFI検討調書>

## 5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

- ・ 現県民会館は、中心市街地に立地しており、搬入口に面した道路が一方通行であることに加 え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材搬入が困難であり、施設の管理・運営上、 大きな支障をきたしている。
- ・ 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」において、2,000席規模の施設を設置 するためには現地での建替は困難であり、整備候補地は仙台医療センター跡地が適地との見解 で一致した。
- ・ また, 「県有施設再編等の在り方検討懇話会」においても, 公有地を有効に活用する観点から, 利活用が可能な複数の県有地等から優先的に検討を行った結果, 仙台医療センター跡地が整備候補地として適地と判断された。
- その結果を踏まえ、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」において、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、施設に必要となる面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮し、仙台医療センター跡地を整備予定地とした。
- ・ 整備予定地は、JR仙石線宮城野原駅と直結していることに加え、仙台駅からも約2kmに位置している。また、国道45号線に近接するほか、仙台東部道路や仙台南部道路の最寄りインターチェンジから近いため、高速道路網による県北・県南地域からのアクセスも容易であり、交通利便性の高い立地である。
- ・ 整備予定地の周辺には、仙台市都市計画マスタープランで「スポーツ交流拠点」に位置づけられている宮城球場、仙台市陸上競技場が立地し、緑の拠点となる榴岡公園が隣接していることに加え、県の広域防災拠点の整備が予定されている。これらの施設と連携することで、広域的かつ多様な交流による機能連携の強化や推進が図られ、新たな賑わいの創出が期待される。
- ・ 以上のことから、仙台医療センター跡地は、広域的なアクセス性が高い点、仙台市において 多様な交流と機能連携の推進を目指すエリアにある点、敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点、周辺施設との連携が可能な点が特徴であり、多くの県民や県外からの来訪者が訪れ、滞在し、時間を過ごすことに適した立地と言え、整備予定地として適切である。

## 6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 老朽化の解消及び機能性の向上
  - ・ 集約・複合化施設の整備により、現施設が抱える老朽化に起因した様々な課題を解消することで、両施設のこれまでの取組を発展・強化することができる。
- 集約・複合化による施設規模の適正化
  - 会議室やカフェ等の類似した用途の諸室や共用利用可能な諸室、廊下やトイレ等の共用部

を共有化することにより、施設規模の適正化を図ることができる。

- ・ 施設規模の適正化に伴い、稼働率の向上や施設管理の効率化が図られる。
- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果
  - ・ 文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大
  - ・ 文化芸術を通じた社会包摂の実現
  - ・ 社会課題解決に関心の高いアーティスト・クリエーターの集積

## 7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- ・ 集約・複合化施設の整備にあたっては、環境評価条例の対象にはならないが、施設の特徴を 踏まえ、施設周辺には広場等を整備し、広く県民の利用に供することとする。
- ・ 整備予定地の周辺には医療機関、住宅及び教育施設等が立地していることから、騒音、振動 及び渋滞等への配慮が必要となるが、これらの影響が発生しない施設設計及び配置の検討、建 築技術の採用等により、対応が可能である。
- ・ 以上のことから、周辺に関する影響は少ないと考える。

## 8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

・ 現時点では、特段のリスクは想定されない。

## 9 事業の経費が適切であるかどうか。 (第8号関係)

9 事業の経質が週辺	」であるかどっか。(第8号関係)
建設費 A	調査費 101.5百万円
(再掲)	設計費 927.8百万円
	工事費 24,309.8百万円(監理費含む)
	その他(用地費,負担金等) 0百万円
	合 計 25,339.1百万円
	【財源内訳】
	一般単独事業債
	起債 18,827.0百万円
	一般財源 6,512.1百万円
	合 計 25,339.1百万円
維持管理費 B	30年間の維持管理費の累計
(再掲)	<建設後の施設の利用を令和10年~令和39年の30年間と想定>
	人的経費 5,915.0百万円
	修繕・補修関係経費 15,157.5百万円
	※15年目に設備更新、30年目に大規模改修を予定
	運営・管理経費 12,202.8百万円
	その他(一) 0百万円
	合 計 33,275.2百万円
	【財源内訳】
	一般財源
	合 計 33,275.2百万円
合計 A+B	58,614.3百万円
(再掲)	
	【参考:現在価値換算後】
	37,756.9百万円
	<割引率1.8%>(30年国債の過去30年平均)

投入職員数	0	令和4~6年度(設計時) 延べ360人(4人×2.5日×36カ月) ※ 消費生活・文化課職員が関係課室,施設利用者及び受注者等との打合 せを月2~3日実施を想定
	0	令和7~10年度(建築時) 延べ480人(4人×2.5日×48カ月) ※ 消費生活・文化課職員が関係課室,施設利用者及び受注者等との打合 せを月2~3日実施を想定
関連事業費	0	現県民会館の解体・撤去等 実施期間:令和9年度~令和11年度(設計・工事)(予定) 事業費:未定
	0	集約・複合化施設の開館準備業務 実施期間(想定):令和10年度(予定) 事業費(想定):未定

以上のとおり、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。

## 附属資料一覧

番号	資料名	頁
1	仙台医療センター跡地 位置図	1 4
2	仙台医療センター跡地 現況写真	15
З	宮城県民会館 施設概要	16
4	みやぎNPOプラザ 施設概要	18
5	新・宮城の将来ビジョン(令和2年12月策定)抜粋	20
6	新・宮城の将来ビジョン実施計画(令和3年3月)抜粋	22
7	宮城県文化芸術振興ビジョン(第3期)(令和3年3月)抜粋	2 5
8	宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)(令和3年3月改定)抜粋	28
9	県有施設等の再編に関する基本方針	3 3
10	仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想	73
11	PPP·PFI簡易検討調書	127





トップページ > 施設のご案内

## 施設のご案内

### 施設の概要

昭和39年(1964年)竣工、同年9月1日に開館いたしました。

敷地面積 3,627.96平方メートル 建築面積 3,195.27平方メートル 建築総面積 12,470.07平方メートル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・地下1階・地上6階







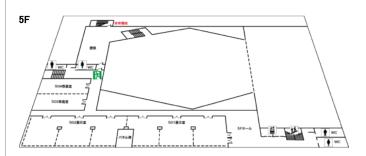
所在地 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7 連絡先 TEL:022-225-8641 FAX:022-223-8728

### フロアマップ

マップ画像のクリックで拡大できます。



601 大会議室 602 中会議室 603 小会議室 604 小会議室 拡大画像



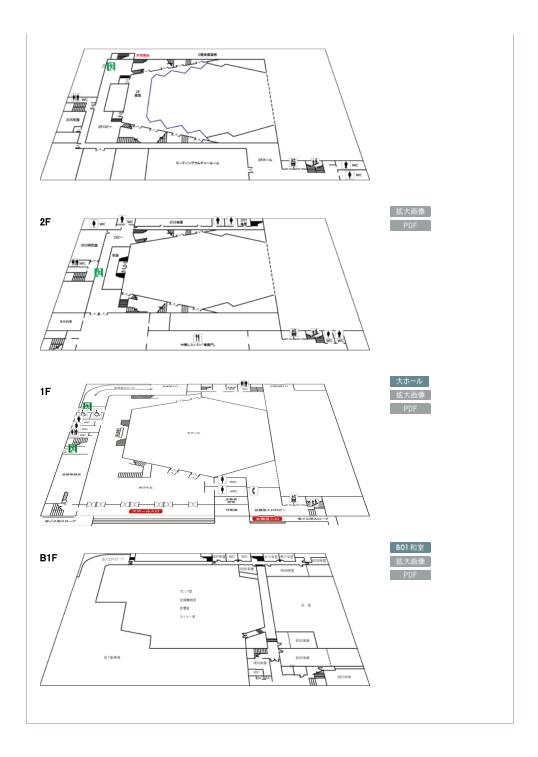
501 展示室 502 展示室 503 教養室 504 教養室 拡大画像 PDF



401 中会議室 402 リハーサル室 403 和室 404 和室 405 小会議室 拡大画像 PDF

3F

305和室 ミーティングカルチャールーム 拡大画像 PDF



# すぶ、お手伝い

みやぎNPOプラザは、こうした県内のNPO

がより活発に活動ができるように、情報の受発信や場所の提供、多様な人との出会いや学びの機会を作り、NPOがよりよい市民社会を

構築していけるよう、人と地域をむすぶお手

伝いをしています。



## サポートプログラム



## ツールの作成

●パソコンや印刷機等を利用し、チラシ作成などができるほか、封詰めや梱包などもできる作業室があります。

## 拠点や設備の提供

●事務所やショップ、レストランなどの活動拠点を構えられるほか、事務業務に必要な、ロッカーやレターケースなどがあります。

## ●ご利用にあたって

みやぎNPOプラザは、県民の非営利で自発的に行う社会的・公益的な市民活動を総合的に支援するための施設です。そのため、ご利用いただくにあたっては、支援対象や利用内容が要件に該当するか確認し、判断させていただいております。利用要件など、詳しくは、窓口にお問合せください。

## みやぎNPO情報ネット

みやぎNPO情報ネットは、NPO・市民活動を支援する情報サイトです。「みやぎNPOプラザ」の講座や利用案内、NPO法人認証団体やNPOのイベントのお知らせ、会員・ボランティア募集、助成金情報など、役立つ情報が満載です。身近な話題いっぱいのスタッフ・ブログ「をむすび日記」も開設しています。

http://www.miyagi-npo.gr.jp

## 情報掲載は

E-mail:info@miyagi-npo.gr.jp FAX:022-256-0511

## 県内のNPO支援センター

県内の各地域にも、地域のNPOを 支援する施設があります。 お近くの施設もぜひご利用ください。

2

4

128

1

3

- 気仙沼市民活動支援センター 〒988-8501 気仙沼市八日町1-1-1 気仙沼市役所ワンテン庁舎1階 TEL:0226-22-6600(内線337) FAX:0226-24-8605
- ② 栗原市市民活動支援センター 〒987-2216 栗原市築館伊豆2-6-1 TEL:0228-21-2060 FAX:0228-21-2061
- 3 とめ市民活動プラザ 〒987-0511 登米市迫町佐沼字南元丁41-5 TEL/FAX:0220-44-4167
- 大崎市市民活動サポートセンター 〒989-6162 大崎市古川駅前大通1-5-18 TEL:0229-22-2915 FAX:0229-22-9955
- **5 石巻市NPO支援オフィス** 〒986-0832 石巻市泉町3-1-63 TEL/FAX:0225-23-3641
- **6 塩竈市協働推進室** 〒985-0052 塩竈市本町9-30 TEL:022-361-1773 FAX:022-361-1782
- 〒985-0873 多賀城市中央2-25-3 TEL:022-368-7745 FAX:022-309-3706
- (3) 仙台市市民活動サポートセンター 〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-3 TEL:022-212-3010 FAX:022-268-4042
- 名取市市民活動支援センター 〒981-1232 名取市大手町5-6-1 TEL:022-382-0829 FAX:022-382-0841
- **7 多賀城市市民活動サポートセンター**〒985-0873 多賀城市中央2-25-3TEL:022-368-7745TEL:022-368-7745田記:022-368-7705□ 岩沼市市民活動サポートセンター 〒989-2433 岩沼市桜2-8-30TEL:0223-35-7205
  - 11 白石市民活動支援センター 〒989-0225 白石市東町1-6-1 TEL:0224-22-6880

FAX:0223-35-7265

② みやぎNPOプラザ 〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533

### 開館時間 平日 9:30~21:30 日•祝日9:30~17:30

休館日 月曜日(祝日に当たる場合も休館) 年末年始(12月29日~翌年1月3日)

所在地 〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533 E-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp



交通案内 電車: JR仙石線榴ヶ岡駅下車 徒歩7分 バス: 仙台市営バス、宮城交通「第四合同庁舎前」下車 徒歩3分 駐車場: 47台(内、車いすマーク駐車スペース2台)

管理・運営 (指定管理者) 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる 附属資料4

# 人と地域をむ

みやぎNPOプラザ

をむすび案内帳

人をむすぶ

情報をむすぶ地域をむすぶ

お手伝い。



• 宮城県民間非営利活動プラザ

まざまな課題を解決するために非営利で活動 を し て い る N P O ( N o n p r o f i t

市民が自発的に知恵と力を合わせて、地域のさ

Organization)。近年、行政だけでは担いきれなくなってきた市民社会を、共に支える存在と

して、大きな期待が寄せられています。

## みやぎNPOプラザの

## 情報の提供と発信

- ●NPOに関する情報を、館内の資料(書籍やファイル等)やインターネット検索で入手できます。
- ●情報誌One to Oneやメールマガジンなどで、NPO施 策や圏域情報、助成金情報、NPO法人認証団体を紹介し ています。
- ●チラシ・ポスター等の設置や「みやぎNPO情報ネット」 に情報掲載の依頼ができます。

## 講座の開講

- ●会計や団体運営などの講座を開催し、NPOに必要な知識や情報を得ることができます。
- ●NPOの活動が充実するよう、圏域での出前講座など を開催します。

## 無料相談

- ●会計やNPO設立、組織運営など、専門家が無料で相談 に応じます。
- ●窓口での相談は、随時受け付けています。

## 県域NPOの力付け

- ●県内各地のNPO同士の連携や交流を図る事業を、開催 しています。
- ●NPO支援センターを対象に、交流や人材育成の機会を提供しています。

## 場所の提供

●会議や講座などに利用できる会議室や、打合せや情報収集ができる、フリースペースの交流サロンなどがあります。

## 施設のご案内

## NPOルーム

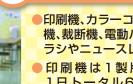


- ●大、中、小3タイプの鍵付きの事務室が10室あります。
- ●各室に電話回線、およびLAN回線用モジュラージャック があります。



- 4つの会議室があり、会議や研修 会などに利用できます。 (運動や演奏などの利用は不可)
- 第3会議室はカーペット敷で、 託児などにも使えます。

## 共同作業室



●書類や備品を収納保管でき

る、大、小2種類のロッカー

を有料で貸し出しています。

暗証番号式鍵のため、会員

の皆さんで利用できます。

印刷機は1製版あたり2000枚までで、 1日トータル6000枚(両面印刷の場合は 3000枚)が限度です。用紙はご持参ください。

## 6 交流サロン



- ●打ち合わせ、簡単な作業などに、予約なしで無料で利用 できる、フリースペースです。
- ●NPOに関するさまざまなパンフレットやチラシを設置。 掲示しています。
- ●NPO法人や法人認証申請団体の資料、NPOに関する 書籍等はサロン内で閲覧できます。
- ●NPOに関する情報収集や、書類作成などに使用できる <mark>パソコンも、無料(受付要・1時間まで)で利用できます。</mark>

## 受付・相談コーナー

- ●プラザの総合窓口です。会議室等の貸室、 チラシ・ニュースレターの設置、印刷機や 備品などの各種利用申込はこちらへどうぞ。
- ●NPOについての質問やご相談も、気軽に スタッフにお声がけください。





レストラン

●NPOが運営するレストランです。

- 印刷機、カラーコピー機(A3まで/有料)、紙折り 機、裁断機、電動パンチ、シュレッダーがあり、チ ラシやニュースレターなどの作成ができます。

## NPOショップ

**(2)** 

会議室

2

第2

会議室

第1

第3

会議室

(8)

レストラン



●NPO·市民活動団体が取り組 む、コミュニティビジネスの スペースです。

NPOルーム

2

研修室

(4)

ロッカー

(9)

玄関ホール

加

ルーム

3

共同作業室

多目的

トイレ

& **†**;♠

12

常設ショップ2区画と短期 ショップ1区画があります。

## 9 玄関ホール

情報·研究

交流サロン

(6)

5

NPOショップ

事務室

(10) レターケース

(7)

受付·相談

コーナー

ルーム



●NPOのニュースレターや チラシ等を設置しています。



●私書箱となるレターケース をNPOに無料で貸し出し、 郵便、FAXの取次ぎを行って います。

## 活動のお手伝い

ロッカールーム

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

## 貸室

- ●申込受付時間(休館日を除く) 【窓口】9時30分~閉館時間 【電話·FAX·メール】10時~閉館時間
- ●利用日の3ヶ月前より、窓口、電 話、FAX、メールにて予約を受け 付けます。予約をした日から10 日以内に、窓口で利用料をお支 払ください。期限内に手続きが ない場合は、無効となります。
- ●第2会議室のみ、分割で利用で きます。(分割使用の予約受付 は1ヶ月前から)
- ●申込手続き後の利用日の変更 は、前日までに連絡の場合、1回 のみ可能です。

手続き後のキャンセルの場合、 返金いたしません。

### ●利用料金

貸室名	定員	料金(時間)
研修室	21	300円
第1会議室	42	400円
第2会議室(全面)	42	400円
第2会議室(分割)	18	200円
第3会議室(和室)	20	200円

## NPOルーム、常設・短期ショップ、レストラン

## NPOルーム、常設ショップ、 ●利用料金

空き室が出る際に使用団体を公 募します。募集要項に沿ってお申 し込みください。使用団体は選考 審査で決定します。

## 短期ショップ

レストラン

短期ショップは6日以上2ヶ月ま で使用でき、その後は他に使用 申し込みがない場合に限り、通 算6ヶ月まで延長可能です。 使用団体は随時募集しています ので、所定の用紙でお申し込み ください。

部屋名	広さ	料金(月)
NPOルーム事務室大	約18㎡	18,500円
NPOルーム事務室中	約 9mi	9,200円
NPOルーム事務室小	約 4mf	4,100円
レストラン	約75㎡	15,400円
常設ショップ	約10㎡	10,200円
短期ショップ	約 5㎡	200円/日
LAN	1回線	1,000円

## ※レストランの水道光熱費は別途。

### ロッカー・レターケース

### ロッカー

募集期間中に所定の用紙でお申 し込みください。申込多数の場合 は抽選により選考します。

## レターケース

所定の用紙でお申し込みくださ い。定員に達し次第、締め切ります。

### ●利用料金

設備	サイズ	数量(個)	料金(月)
ロッカー大	W42cm×D42cm ×H97cm	30	500F
ロッカー小	W41cm×D49cm ×H41cm	20	200
レター ケース	A4サイズ 深さ7cm	60	無料

※毎年3月に次年度の使用団体を募集します。 空きがある場合は、年度途中でも申し込み可能です。 詳しくは窓口まで、お問合せください。

## 貸出備品

- 使用申し込み方法は 貸室と同様です。
- 支払済の利用料は返 金いたしません。
- ※申込手続きなどの 詳細は、窓口まで お問合わせください。

- ●利用料金
- 印刷機 要 100円/製版1回 カラーコピー機・不要・モノクロ10円/枚、カラー50円/枚 マイク 要 要 プロジェクター 要 スクリーン 要

受付

100円/時間 100円/時間 100円/時間 100円/時間 要 100円/時間 DVDデッキ ビデオデッキ 要 100円/時間

使用料

## 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

2030年には、地域独自の魅力が磨かれ、「宮城県に住んで良かった」と思う人が多数を占めており、 それが移住・定住につながり、社会減の進行に歯止めをかけることで、持続可能な地域社会の形成が進んでいます。

## (5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

っくる 5 **いきいき** 

年齢・性別・国籍等に関わらず多様な主体がいきいきと社会に関わることができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動等を促進します。あわせて、文化芸術・スポーツなど、県民の活動や学びのための場や人づくりを進め、それぞれの豊かな暮らしや地域の活性化につなげます。



首都圏における移住フェア での地域の魅力発信



外国人技能実習生と地域 との交流



県民が文化芸術に触れる機会を 提供する芸術銀河(みやぎ県民 文化創造の祭典)

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

## (6)健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

つくる 6 **安全安心** 

暮らしに必要な保健福祉や防犯などの基礎的な機能やサービスについて、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携し、持続的なサービスの提供体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。



交流しながらレクリエーションを 楽しむ高齢者



障害のある方の介護現場 での活躍



市町を跨ぐ広域路線バスと町内 循環バス(女川町)

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組 14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成





## っくる 5 いきいき

## 取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

### 【現状・課題】

- 〇 文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるほか、様々な施策との有機的な連携によって地域力の向上を図り、心のケアや地域コミュニティの再生などの社会的課題の解決につなげていくことが必要とされています。
- 我が県はプロスポーツチームが多数存在するなど、県全体でスポーツを楽しむ環境があるものの、子どもから大人まで、個々人が主体的にスポーツに親しむ機会は必ずしも多くはありません。
- 生涯学習は、時代の変化に応じた新たな知識の習得、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指して自発的に行うものであり、家庭・職場・地域において、共に学び、協力して学習することのできる環境整備が求められています。

## 【目指す宮城の姿】

- 多くの人が文化芸術に触れ、気軽に携わることができるだけなく、文化芸術の持つ力が多方面 へ作用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野に良い影響を与えて います。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるとともに、関わり方 や楽しみ方が多様化し、スポーツを通した様々な交流が県内各地で活発に行われています。
- あらゆる世代が充実した生活を送り、新しいことにチャレンジできるよう、それぞれのライフステージにふさわしい学びができる機会が充実しており、その成果が社会に生かされています。



## 【実現に向けた方向性】

- ◇ 芸術活動や地域文化の振興・継承,人材の育成など,県民が行う文化芸術活動を支援するとと もに,誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◇ 文化芸術やスポーツの持つ力を、教育の充実や観光の振興、地域活性化などに最大限活用します。
- ◇ 働く人や高齢者、障害者等、様々な人の生涯にわたるスポーツ活動の推進や、スポーツを身近に感じる環境づくりを進めます。
- ◇ 全国的・国際的なスポーツ大会で活躍できる人材を育成します。
- ◇ 大学などの教育機関による学びなおしの機会提供や、図書館、公民館等の社会教育施設と住民 との連携等による学びの活性化を促進します。

## 3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

このため、政策推進の基本方向のひとつとして「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を掲げ、以下の2つの分野、5つの取組を進めます。また、これらの取組の成果を総合的に把握するための指標を3つ設定しました。

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

目標指標(数値目標)	初期値	目標値		
1 - 01 0 M 0 M 0 M 0 M 0 M 0 M 0 M 0 M 0 M	-1,983 人	0人	0人	
人口の社会増減(人)	(R1 年)	(R6年)	(R12年)	
暮らしの満足度(宮城で暮らし	86.8%	88%	90%	
て良かったと思う県民の割合)	/ -	(R6 年)	/ -	
(%)	(R2 年)	(成の十)	(R12年)	
健康寿命(日常生活に制限のな				
い期間の平均) (年)				
男性	72.39年	73.21年	73.76年	
カ1生 	(H28 年度)	(R6 年度)	(R12 年度)	
女性	74.43年	75.25年	75.78年	
	(H28 年度)	(R6 年度)	(R12 年度)	

## 取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

## 11-1 文化芸術の振興

- ① 県民が主体となって行う文化芸術活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、地域文化の成り立ちや魅力を伝える啓発活動を実施します。
- ② 学校教育や社会福祉等と連携し、子どもから大人まで、高齢者・障害者の文化芸術活動の充実を図るとともに、新しい県民会館等の整備や美術館のリニューアルを進め、あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくりに努めます。
- ③ 県民に芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の芸術文化活動を支援します。
- ④ 美術館において、展示事業、創作室等を活用した教育普及活動の充実を図ります。
- ⑤ シニア美術展の開催を通して、創作作品を募集・展示し、高齢者の文化活動を推進します。
- ⑥ 美術・演劇・音楽等の創作活動に取り組む障害者に作品発表の場を提供すること等を 通して、障害者による文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

## 11-2 文化芸術やスポーツの多方面への活用

- ① 観光,まちづくり,国際交流,教育,福祉,産業等の分野と連携した文化芸術施策の 展開により、様々な社会課題を解決し、地域力の向上に努めます。
- ② 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域資源である文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。

## 11-3 生涯スポーツの振興

- ① 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣等や、宮城県シニアスポーツ大会の開催により、高齢者の生きがいと健康づくりを促進します。
- ② 幅広い年代の県民にスポーツ活動の機会を提供するため、地域におけるスポーツイベントを開催するとともに、県民がいつでも好きなスポーツに取り組めることを目指し、総合型地域スポーツクラブの創設及び育成を支援します。
- ③ 障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に 応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成確保し、障害者スポーツへ参加する機 会の充実を図ります。

## 11-4 スポーツで活躍できる人材の育成

- ① スポーツ団体と連携して、優れた素質をもつジュニアアスリートを発掘・育成するとともに、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図ります。
- ② 次代を担う指導者の人材確保及び指導力向上を目的とした研修会等を開催するとともに、トップアスリートの指導ができる中核指導者の育成を支援します。

## 11-5 様々な機会の学びの活性化

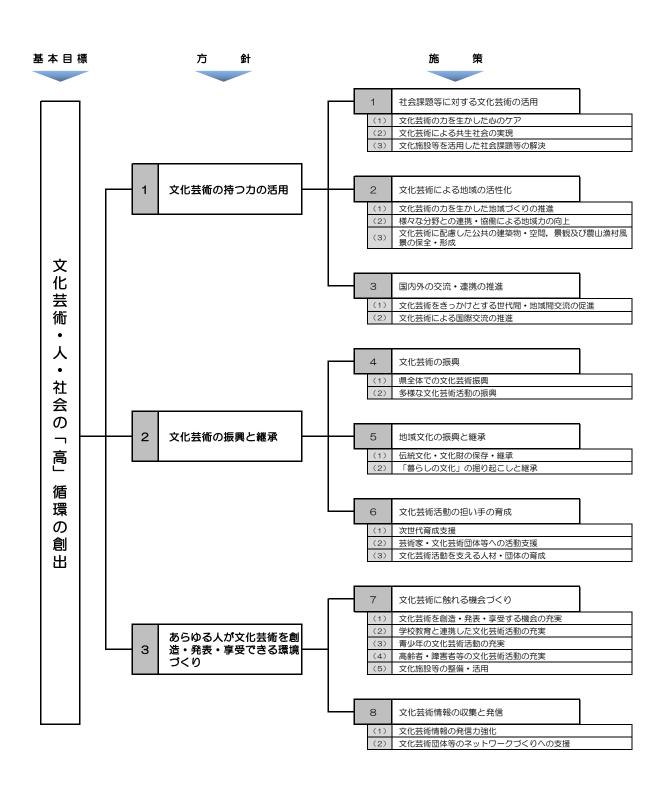
- ① 高齢者の学習ニーズに応えるための学習の場(宮城いきいき学園)の提供を通して、 地域社会の発展に寄与できる高齢者の地域リーダーとなる人材の育成と社会貢献活動へ の参加を促進します。
- ② 自然の家において地域活動の受入れや出前講座を積極的に行い、地域力の向上を図ります。
- ③ 県民一人ひとりが、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるため、学習・実践活動等の情報を整理した生涯学習プラットフォームを整備していきます。
- ④ 学校や社会教育施設,NPO等の関係機関との連携・協力のもと,多様な学習機会の提供のほか,生涯学習を推進する人材の育成を進めていきます。

目標指標(KPI)	初期値	目標値
みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化		
(%)		
文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され	27. 5%	60%
地域の活性化に役立っていると思う人の割合	(R2 年度)	(R6 年度)
不安を抱える方々の心のケアのために文化芸	66. 5%	80%
術の果たす役割が大切だと思う人の割合	(R2 年度)	(R6 年度)
総合型地域スポーツクラブの市町村における育	77. 1%	100.0%
成率 (%)	(R2 年度)	(R6 年度)
生涯学習プラットフォーム閲覧数(セッション	-	48,000 件
数) (件)	(R3.1月より公開)	(R6 年度)
市町村社会教育講座の参加者数(人口千人当た	744 人	756 人
り) (人)	(H30年度)	(R6 年度)

## 第5章 施策展開

本章は方針を実現するために、今後取り組んでいくべき項目を施策として取りまとめた ものです。

## 施策体系図



## |方針 1 | 文化芸術の持つ力の活用

- 2 文化芸術による地域の活性化
  - (2) 様々な分野との連携・協働による地域力の向上
    - ① 観光,まちづくり,国際交流,教育,福祉,産業等様々な分野と連携した文化施策を展開し、地域力の向上に努めます。
    - ② 文化芸術に関する製品及びサービス,文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品などの関連産業の振興と発信力の向上に努めます。
    - ③ 歴史的街並みや現代アートなどを活用した観光産業の振興に努めます。
    - ④ 映像,音楽,アニメーション等のコンテンツ産業の振興に努めます。
    - ⑤ 大学,企業等との連携により,文化に関する新産業の創出のほか,経営面及び技術面での助成支援に努めます。

## 取組事例

- 先進的文化芸術創造拠点形成事業 【消費生活·文化課】
- 宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)の運営【共同参画社会推進課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 伝統的工芸品産業振興費補助金 【新産業振興課】
- みやぎデジタルフォトライブラリー 【観光課】
- SNSやVRなどを活用した観光資源の魅力向上 【観光課】
- 大型観光イベントへの支援 【観光課】
- 外国青年招致事業 【国際企画課】
- むらまち交流拡大推進事業 【農山漁村なりわい課】
- 文化財の観光活用による地域交流の促進事業 【文化財課】

## 方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

- 7 文化芸術に触れる機会づくり
  - (5) 文化施設等の整備・活用
    - ① 他の公共施設等と同様に老朽化が進む文化施設において、将来の利用需要や新たなニーズを踏まえた施設の在り方を検討し、適切な整備に努めます。
    - ② 文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とするため、公立文化施設の企画力やマーケティング能力、事業遂行能力の向上とともに、県民との協働企画など、県民ニーズに応じた多様な企画が推進されるよう努めます。
    - ③ 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制の構築に努めます。
    - ④ 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞・発表の 場の拡充促進に努めます。
    - ⑤ 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率的な活用により、生涯学習の充実に取り組みます。
    - ⑥ 児童館・公民館など、県民に身近な施設が文化芸術活動拠点として活用されるよう努めます。

## 取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活·文化課】
- 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 美術館の利用促進と機能充実(美術作品等の展示事業) 【生涯学習課】
- 美術館の利用促進と機能充実(美術作品等の収集,保存事業) 【生涯学習 課】
- 東北歴史博物館企画展示事業 【文化財課】
- 展示施設としての児童館・公民館等の活用
- 新たなニーズに対応した文化施設の整備

る中、NPOはオンラインでの会議などICT\*6を活用した様々な取組を先駆的に行ってきました。一方で、市民に寄り添いながら状況に応じて対面での人と人との交流による活動も継続しています。

NPOの有するこのような先駆性や柔軟性は、多様化・複雑化しつつある社会課題の解決にとって重要な要素であり、今後、行政をはじめとする多様な主体との協働の中に取り込んでいくことが求められています。

## 第2節 基本計画における基本理念

前計画(第4次)の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をは ぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に 対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、 基本理念を次のとおりとします。

## 基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ,連携・協働することにより, しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

## 第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

## 1 基本方針 1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが自立して継続的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。

## 2 基本方針 2 NPO活動を促進する体制の整備

NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。

<sup>※6</sup> ICT・・・Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で情報通信技術のこと。従来から使われていたIT (information Technology, インフォメーション・テクノロジー)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉です。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであるソーシャルメディアもこれにあたり、ICT活用による人と人とのつながりの創出や、身近な人々とのつながりの補完、地域内の共助促進などが期待されています。

## 第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

## 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

## 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

## 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

## 第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

## 施策の柱 1 NPOの自立と発展を支援します

1 NPO活動への社会の理解と参加促進

## (1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進

企業・行政・市民それぞれの立場を越えた人的交流や、市民セクターを支える資金の流動を図るため、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能の強化や寄附に関する情報発信、学校教育や社会教育など教育活動の中でのボランティアや寄附への関心や理解をより深める取組の実施及び社会人の様々なスキルや経験を生かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報の発信などの取組を推進します。また、受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識の向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。

## (2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供

NPOに対する社会の理解と多様な人々のNPO活動への参加を促進するため、 みやぎNPOプラザによる資料やパンフレットの発行等、みやぎNPO情報ネット\*7 やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)\*8等のICTを活用した情報発

<sup>※7</sup> みやぎNPO情報ネット・・・みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された、情報提供サイト。NPO 施策やNPO活動紹介、ボランティア・マッチング情報、助成情報など、NPOに関する情報を掲載しています

<sup>※8</sup> ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) ・・・英語表記では Social Networking Service で、登録 された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいいます。

る講座,他のNPO活動の状況など,NPOが必要とする情報について,みやぎNPO情報ネットや情報誌に掲載するとともに、ICTを積極的に活用した情報発信を行います。

## (4) 認定NPO法人への移行促進

認定NPO法人は高い公益認定の基準に適合しなければならないため、社会的信頼が増すとともに、寄附金控除や損金算入限度額の拡大、寄附分の相続税非課税などの税制優遇制度があるため、寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあります。NPOがこれらの制度を活用して寄附を募ることができるように、認定NPO法人について市民・企業及びNPOへ周知し、認定NPO法人の申請や運営に関する相談を実施するなど、認定NPO法人に移行しやすい環境づくりに努めます。

## 第2節 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

## 施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

## 1 みやぎNPOプラザの機能の充実

## (1) 基盤整備機能

## ① 情報収集・提供機能

みやぎNPO情報ネットを運用するとともに必要に応じて改修します。また、情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信します。

## ② 相談・コーディネート機能

法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施します。研修については、NPOのニーズに応じ人材育成等を含めるなど、研修内容の充実を図ります。また、市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用して、NPOに関する講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていきます。

## ③ 調査研究機能

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

## ④ 活動拠点等の提供機能

NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間のネットワーク及びNPOと各種団体とのネットワークの形成を促進します。また、常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援します。

## (2) 広域的促進機能

みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、各地域における講座やイベントの開催など多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ります。また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、オンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力を推進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組みます。さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。

## (3) NPO主体の運営

みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。また、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進します。

## 2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

## (1)地域のNPO支援施設の機能の充実と連携

## ① 連携・協働体制の構築

各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、地域におけるNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。

## ② NPO支援施設を対象とした研修等の実施

NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象にニーズを踏まえた協働事業を実施します。

## ③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ

NPO支援体制が未整備な地域については、市町村に対してNPO活動の促進

に関する施策等について必要な情報提供等を行うとともに、NPOと市町村との連携・協働による地域課題の解決に向けた話し合いの仕組みづくりを支援します。

## (2) 中間支援組織への支援

NPOが継続的かつ効果的に事業を展開していくためには、事業と組織のマネジメントに関するノウハウが必要であり、これらのノウハウを持つ中間支援組織の役割が重要になります。

そこで、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につな がる取組やネットワーク化への支援を行います。

## 第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

## 施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

1 NPOと行政との協働の推進

## (1)情報公開と政策プロセスへの参加促進

① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開 政策の立案や事業の実施,結果の評価など政策プロセス全般において,市民やN POが参加できるよう情報の公開及び提供を推進します。

## ② 政策立案への参加機会の拡充

パブリックコメント等,多様な方法を通じて,市民及びNPOから意見や情報を 提供してもらうなど,政策提案を促すことにより,政策立案への参加の機会を拡充 します。

## ③ 各種審議会委員の公募の推進

政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう、各種審議会委員の公募を推進します。

## (2)協働の推進

## ① 多様な協働の推進

住民サービスを提供するパートナーとして、NPOとの連携・協力を深め、補助・助成や共催、後援、業務委託、情報提供、政策プロセスへの参加など、様々な形態の協働を推進するとともに、その実績等を公表することにより、情報の共有を図ります。また、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで、多様な主体との協働を進めていきます。

## 県有施設等の再編に関する基本方針

令和2年3月 宮 城 県

## - 目 次 -

弗 し	早	14 C Ø) I =
1	,	公共施設の現状1
	(1	) 宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢1
	(2	) 国や地方公共団体の動向2
2	ļ	県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨3
第2	章	検討の対象とした県有施設等4
1	3	対象施設の抽出方法 4
2	:	各施設の概要
3	j	施設の位置
第3	章	県有施設等の再編方針
1	Ā	再編の基本的な考え方
2	:	各施設の再編方針
3	Ŧ	再編のイメージ
第 4	章	集約・複合化を図る施設17
1	1	仙台医療センター跡地での集約等17
	( 1	,, . = , = ,
	(2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(3	,
	(4	) 敷地配置のイメージ20
	(5	<u> </u>
	(6	
2	3	現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地での集約等25
	( 1	
	(2	
	(3	
	(4	) 今後検討・整理すべき事項26
第5		今後の展開
参考		2 <sup>ي</sup>
-		県有施設再編等の在り方検討懇話会29
2		利活用可能な県有地 31

### 第1章 はじめに

#### 1 公共施設の現状

#### (1) 宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢

#### ① 宮城県の公共施設の状況

宮城県の公共施設整備は、昭和の高度成長期から増加し、バブル崩壊後には激減している。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は延床面積べースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えている。

人口減少に伴い,財政規模の縮小が見込まれる一方で,宮城県の公共施設(公用施設及び公共用施設)の更新等にかかる費用の推計は,平成28(2016)年度からの40年間で総額約1兆2,394億円(年平均309億円)になるとされている。また,道路や橋梁,河川管理施設,ダム,水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり,今後更新等の必要が生じることから,将来の一層の厳しい財政状況が想定される。

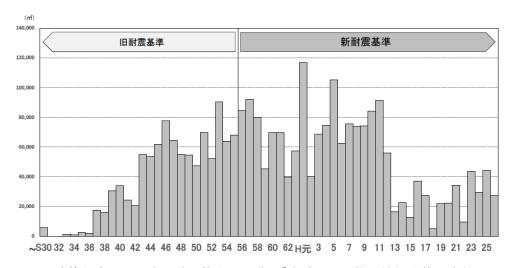


図 1 建築年度別の延床面積の推移 (出典:「宮城県公共施設等総合管理方針」)

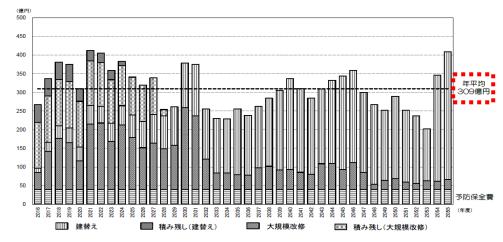


図2 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額※1.2 (出典:「宮城県公共施設等総合管理方針」)

- ※1 『宮城県公共施設等総合管理方針』における予防保全費をかけ、耐用年数が30%伸びるように長寿命化し、同一延床面積で更新する場合の推計値。予防保全費とは、点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するための経費。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省)における耐用年数。
- ※2 積み残し:平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。

#### ② 人口減少・少子高齢化

宮城県の人口は、平成12(2000)年の約236万5千人をピークに減少に転じており、令和27(2045)年には180万9千人となり、平成27(2015)年と比較し約22%の減少となることが見込まれている。また、65歳以上の人口割合も既に全体の4分の1を超え、同じく令和27(2045)年には約40%に達する見込みであるなど、人口減少・少子高齢化が進行していくと予測される。

人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるほか、高齢化、共働き世帯の増加、情報化社会の更なる進展等の社会状況やライフスタイルの変化に伴う、県民ニーズの多様化・複雑化により、活用しにくい施設の発生やこれまでの公共施設によるサービス提供にとらわれない、新たなニーズに応える必要性が高まっている。

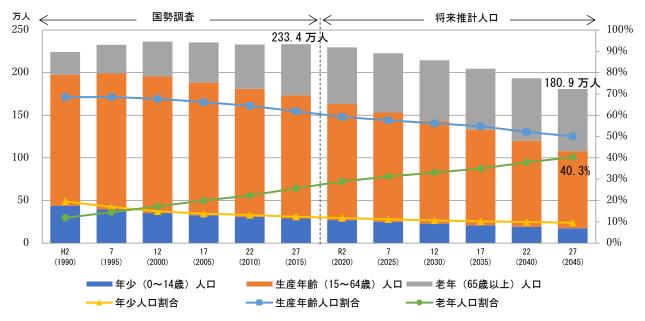


図3 宮城県人口の推移及び今後の予測※

※ 平成27年度までは国勢調査の結果、以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成30(2018)年推計)による。

#### (2) 国や地方公共団体の動向

これらの社会情勢を踏まえて、国はインフラの戦略的な維持管理・更新などを推進するための「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)を策定し、地方公共団体による公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を促進している。また、平成29年には、「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、公共施設等の適正管理や防災・減災対策のために、財政面からも支援を行っている。

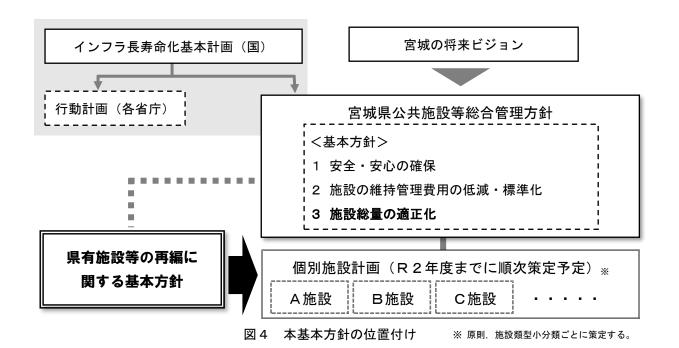
全国の地方公共団体においては、財政的に厳しい中、過去に建設された公共施設が大量に 更新時期を迎える状況にあり、公共施設等総合管理計画や個別施設計画を策定し、廃止・統 廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより公共施設等の最適な配置の実現に向け取り組 んでいるところである。

### 2 県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨

1のような現状を踏まえ、本県では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を 定め、概ね、令和2年度までを目標に個別施設計画を策定することとしているが、今後、建替え や大規模修繕を行うに当たっては、各施設の個別の検討だけではなく、施設総量の適正化の意識 を持ち、県として全体的な視点に立った上で、それぞれの施設の将来的な方向性を検討する必要 がある。

このため、県では、震災復興・企画部が中心となり、県有施設の中でも、老朽化が進行し、建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる具体的な施設を抽出(第2章を参照)し、施設を所管する部局(総務部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、教育庁)と協議・調整を行ったほか、有識者等6名で構成される「県有施設再編等の在り方検討懇話会」(参考資料の1を参照)を開催して、構成員から意見を聴取した上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定した。これは、「宮城県公共施設等総合管理方針」で示された基本方針を前提とし、集約・複合化を含めた施設の再編について、所管部局を横断した全体的な検討を踏まえた当該施設の将来的な方向性を示すものである。

今後,「県有施設等の再編に関する基本方針」を踏まえ,個別施設計画の策定又は見直しを行うこととする。



38

### 第2章 検討の対象とした県有施設等

### 1 対象施設の抽出方法

「宮城県公共施設等総合管理方針」の施設類型における「公共用施設」に該当する施設(学校及び公営住宅を除く。)のうち、老朽化に伴い、今後、大規模修繕・改築・移転等が想定される、概ね築30年以上が経過した仙台市内及び仙台市近郊に所在する県有施設※を中心に、施設の所管部局の意向を確認した上で、再編の検討を行う施設を抽出した。

なお、エスポールみやぎ(宮城県青年会館)については、(一財) 宮城県青年会館が所有し、管理運営を行っている施設であるが、同様に老朽化が進んでいることから、青年団体の活動拠点として公共性の高い施設であることや県有地に立地していることなどを踏まえ、検討の対象とした。また、宮城県若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)については、現在、民間ビルの一室を賃借し設置しているため、老朽化した県有施設等に該当しないものの、賃借料や広さに課題があることから、今回の機会を捉え、再編の検討を行うため、対象に加えたものである。※ 県が所有又は区分所有しているもので、外郭団体等に貸与している施設を含む。

### 2 各施設の概要

# ① 本町第3分庁舎【宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)・宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】

所 在 地	仙台市青葉区本町三丁目1-6		
建築年月	昭和39年6月	延床面積	1, 375 m²
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1, 222 m²
階数	地上4階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
【宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)】 会議室・研修室・相談室 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 執務室・会議室 等			
主な利用者	【宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)】 聴覚障害者及びその家族・手話通訳者 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 県職員 等		

### ② 宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)

所 在 地	仙台市青葉区国分町三丁目3-7		
建築年月	昭和39年9月	延床面積	12, 470 m²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積	約3,627㎡
階数	地上6階/地下1階	耐震化の有無	平成19年に耐震補強済
主な諸室機能 ホール (舞台, 客席, 楽屋)・会議室・教養室・展示室・リハーサ		室・展示室・リハーサル室	
主な利用者	一般県民・県外からの利用者	<b>等</b>	

# ③ 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)【宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)・ 教育庁文化財課分室・宮城県婦人会館】

所 在 地	仙台市宮城野区榴ヶ岡 5		
建築年月	昭和42年11月 延床面積 5,221㎡		
構造	本館:鉄筋コンクリート造 書庫:鉄筋コンクリート造 敷 地 面 積 約4,942㎡		
階数	本館:地上3階/地下1階 耐震化の 平成12年に耐震補強 書庫:地上3階(5層式) 有 無 済		
主な諸室機能	【宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ)】 会議室・交流サロン・レストラン・事務室・書庫・倉庫 等 【教育庁文化財課分室】 事務室・調査室・作業室・書庫・収蔵庫 等 【宮城県婦人会館】 研修室・事務室・倉庫 等		
主な利用者	【宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ)】 民間非営利活動団体・一般県民 等 【教育庁文化財課分室】 県職員 等 【宮城県婦人会館】 婦人会等の女性団体・一般県民 等		

# ④ エスポールみやぎ (宮城県青年会館)

所 在 地	仙台市宮城野区幸町四丁目 5	仙台市宮城野区幸町四丁目5-1		
建築年月	昭和52年9月	延床面積	2, 308 m²	
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約4,827㎡	
階数	地上4階/地下1階	耐震化の有無	耐震診断未実施	
主な諸室機能	会議室・研修室・宿泊室・事務室 等			
主な利用者	学校関係・一般県民(企業等)等			

### ⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

所 在 地	仙台市宮城野区安養寺三丁目	7 - 3	
建築年月	昭和55年1月	延床面積	$9\ 2\ 1\ \text{m}^2$
構 造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,865㎡
階数	地上3階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	会議室・研修室・相談室等		
主な利用者	ひとり親及び寡婦、その子ど	も等	

# ⑥ 宮城県第二総合運動場

所	在	地	仙台市太白区根岸町15-1		
建	築 年	月	武道館:昭和56年3月 遠的弓道場:平成11年3月 近的弓道場:平成11年11月 合宿所:平成4年3月	延床面積	7, 526 m²
構		造	武道館:鉄骨鉄筋コンクリート造 遠的弓道場:鉄骨造 近的弓道場:木造一部鉄骨造 合宿所:鉄骨造	敷地面積	約13,752m²
階		数	武道館:地上5階 遠的弓道場:地上1階 近的弓道場:地上1階 合宿所:地上2階	耐震化の 有 無	耐震診断済 補強不要
主	な諸室機	と能 と	柔道場・剣道場・弓道場・会議室	• 研修室 等	
主	な利用	者	武道愛好家・文化スポーツサーク	ル・学校関係	(部活動) 等

# ⑦ 宮城県美術館

所	在	地	仙台市青葉区川内元支倉34	<del>- 1</del>			
建	築 年	月	本館:昭和56年8月 佐藤忠良記念館:平成2年 6月	延月	末 面	積	15, 203 m²
構		造	本館:鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) た藤と良記念館:鉄筋コンク リート造	敷均	地 面	積	約34,517㎡
階		数	本館:地上2階/地下1階 佐藤忠良記念館:地上1階/ 地下1階	耐震	化の	有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能 展示室・講堂・創作室・県民ギャラリー・レストラン・ショップ・ 図書室・映像室・収蔵庫・学芸員室 等			ストラン・ショップ・				
主	主な利用者 一般県民・県外からの利用者・学校関係 等						

# ⑧ 多賀城分庁舎

所	在	地	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
建	築年	月	昭和58年5月	延床面積	2, 905 m²
構		造	事務所:鉄筋コンクリート造 車庫 (5棟):鉄骨造 無線局舎:鉄筋コンクリート造	敷地面積	約6,468㎡
階		数	事務所:地上3階 車庫:地上1階(4棟), 地上2階(1棟) 無線局舎:地上2階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主	な諸室機	能	事務室・作業室・倉庫等		
主	な利用	者	団体職員・県職員等		

# 9 宮城県商工振興センター

所 在 地	仙台市青葉区上杉一丁目14-3		
建築年月	昭和63年3月	延床面積	$3, 797 \text{ m}^2$
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷 地 面 積	約1,242㎡ ※県を含む3者共有地
階数	地上3階/地下1階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主な諸室機能	事務室・作業室・倉庫・資料	室 等	
主な利用者	団体職員等	_	

# ⑩ みやぎ若年者就職支援センター (みやぎジョブカフェ)

所 在 地	仙台市青葉区中央1-2-3 (民間ビルの一室を賃借)			
建築年月	_	延床面積	1 9 8 m²	
構 造	_	階 数	_	
耐震化の有無	耐震化の有無 一			
主な諸室機能	待合スペース・相談スペース・セミナースペース 等			
主な利用者	一般県民(主に15~44歳	等 等		

注) 施設概要は築年月順に記載している。

## 3 施設の位置

①本町第3分庁舎







※出典:エスポールみやぎ(宮 城県青年会館) ホームページ

⑨宮城県商工振興センター

⑤宮城県母子・父子福祉センター



⑧多賀城分庁舎





(5) 4 市役所 2

》宫城野! 国際セ 営地下鉄東西線 市営地下

6



⑦宮城県美術館



②宮城県民会館(東京エレ クトロンホール宮城)



③榴ヶ岡分室庁舎 (旧公文書館)





出典: みやぎジョブカフェ ホームページ

⑥宮城県第二総合運動場

⑪みやぎ若年者就職支援センター (みやぎジョブカフェ)

図5 各施設の位置及び外観等

# 第3章 県有施設等の再編方針

### 1 再編の基本的な考え方

「宮城県公共施設等総合管理方針」の基本方針等を踏まえ、下記の基本的な考えをもとに、再編を検討した。

# | 県有施設の規模の適正化と施設機能の強化の実現

- ➤「施設総量の適正化」の観点から、集約・複合化によって、対象施設における重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指す。
- ➤県の関連計画等も踏まえながら、県の施設としての役割を果たすために必要な施設機能を確保することを前提に、集約・複合化した施設同士の相乗効果による機能強化や県民サービスの更なる向上を目指す。

# II 公有地の有効活用と県有施設の最適な立地の選定

- ▶ Iにおける集約・複合化を図る施設の立地は、公有地を有効に活用する観点から、現在、 利活用可能な県有地(参考資料の2を参照)から優先的に適否について検討を行う。
- >周辺環境や利用者の利便性、建築関連法令等を考慮して、最適な場所を選定する。

なお、対象施設のうち、他施設との集約等に適さない、あるいは、別の観点からの検討が必要であるなどの場合は、当該施設については個別に検討を進めることとし、本方針においては、検討に当たっての方向性を提示することとする。

#### 2 各施設の再編方針

#### ① 本町第3分庁舎

昭和39年に建築され、平成6年度に県が当該施設の土地及び建物を取得した。これまで、国体・障害者スポーツ大会局(平成11年度~13年度),全国和牛能力共進会推進室(平成27年度~29年度),オリンピック・パラリンピック大会推進課(平成30年度~令和2年度予定)など時限で設置された県組織の執務室のほか、県警本部の分庁舎や県庁舎外の会議室等として利用されてきた。

なお、平成26年度から、1階に「宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)」 が入居している。当該施設は、聴覚障害者を地域で支える中核的拠点として、宮城県が(一 社)宮城県聴覚障害者福祉会に業務を委託し、運営している施設である。聴覚障害者全般に 関して総合的かつ専門的に対応する相談及び情報提供の窓口となっているほか、啓発や交流・社会参加に関する事業や手話通訳者等の養成、派遣、研修等を実施している。

これまで、屋上防水や外壁、内装、電気・機械設備をそれぞれ部分的に改修しているが、築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。現在は、問題や異常が発生した場合、必要最低限の修繕を行っている状況である。県として将来的な当該建物の利用等の方向性を定め、今後の維持管理に係る計画を検討する必要がある。

#### 【再編方針】

本町第3分庁舎の建物については、現在のオリンピック・パラリンピック大会推進課の業務が終了した後は、現時点で県としての特定の用途を想定していないことから、今後、基本的には廃止する方向で検討を行い、入居している施設については、移転に向けた検討を行う。

宮城県聴覚障害者情報センター (みみサポみやぎ) については,主に聴覚障害者やその家族が利用する施設であり,利用者への影響や交通アクセスが重要であることを考慮すると,現在の立地から大きく離れない場所への移転が望ましい。このため,県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や同様に老朽化が進む県庁周辺の外郭団体が所有する建物の整備方針等を注視しながら,移転の検討を行う。

#### ② 宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)

昭和39年に建築され、本県の文化芸術活動の拠点施設として、舞台芸術や音楽をはじめとした文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などを行っている。現在は、(公財) 宮城県文化振興財団、(株) 東北共立、陽光ビルサービス(株)で構成される「宮城県民会館管理運営共同企業体」が指定管理者として管理運営を行っている。また、東京エレクトロン宮城(株)が施設命名権を保有している。

築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。これまでも大規模な改修を行ってきたものの、近年要求される施設設備の水準には達しておらず、電気設備や舞台機構設備等の更新には多額の費用が見込まれる。また、駐車場が少ないほか、資材搬入の際に大型トラックが駐車できない、座席が狭い、トイレが少ない、バリアフリー化が遅れているなど利用者に対するアメニティが低いことも課題である。

これらの状況を踏まえ、施設を所管する環境生活部では、平成30年度に「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」を設置し、有識者から意見を聴取しながら、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)への移転を前提に宮城県民会館の施設整備の方向性や機能、規模等について個別の検討を行い、令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」を策定した。

#### 【再編方針】

環境生活部における検討内容等も踏まえ、宮城県民会館については、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)に移転することとし、宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める(第4章の1を参照)。

#### ③ 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)

昭和42年に県立図書館として建築され、平成9年度に図書館が現在地(仙台市泉区)に移転した後は、宮城県公文書館(平成13年度~平成24年度)等として利用された。現在は、1階に宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)(平成13年度~)、2階と3階の一部に県教育庁文化財課の分室(平成25年度~)、3階の一部に宮城県婦人会館(平成22年度~)が入居している。

宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)については、県内の民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設であり、平成13年度から設置されている。主に相談・研修等による民間非営利活動の促進や各種情報発信、事務室や資機材の貸与によるNPOの育成支援などの事業を実施している。現在は、認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるが指定管理者として管理運営を行っている。施設の設置当初に比べ県内のNPO法人数は増加しており、東日本大震災後、新たな担い手としてNPOへの期待が高まっているなど、当該施設の機能強化による民間非営利活動の更なる促進が求められている。

県教育庁文化財課の分室については,県内の埋蔵文化財発掘調査拠点として,発掘調査に よって出土した土器,石器等の遺物の整理,記録作成等の業務を行っている。

宮城県婦人会館については、女性団体の活性化、女性の教養の向上を図るため、昭和47年に設置された施設であり、平成22年度から現在地に入居している。主に、女性教育・家庭教育・男女共同参画に関する研修や婦人団体主催事業への指導・助言、研修室の貸出等の事業を実施している。現在は、(一財)みやぎ婦人会館が指定管理者として管理運営を行っている。

築52年が経過し、建物の一部にコンクリートの剥離、屋上防水の劣化や雨漏りの発生が見られるほか、衛生設備については30年程度経過し、全面更新が必要であるなど、老朽化が進んでいる。将来的な当該建物の利用等の方向性を見据えて、計画的な対応が必要であるものの、それぞれ所管が異なる県の施設が入居していることから、各施設の将来的な方向性についても考慮する必要がある。

#### 【再編方針】

榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)の建物については、築年数等を考慮して基本的には廃 止する方向で検討を行い、現在入居している施設については、それぞれ移転に向けた検 討を行う。

宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)については、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)に移転することとし、宮城県民会館と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める(第4章の1を参照)。

県教育庁文化財課の分室については、同課が所管し業務の関連性が大きい浮島収蔵庫 (多賀城市)の敷地の活用など移転に向けた検討を行う。

宮城県婦人会館については、現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)(仙台市宮城野区)の敷地に移転することとし、(一財)宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ(宮城県青年会館)の建替えに合わせ集約・複合化する(第4章の2を参照)。

#### 4 エスポールみやぎ (宮城県青年会館)

昭和52年に建築され、県内の青少年の文化と教養の向上を図るとともに、青少年の組織活動の発達を助長し、次代を担う健全な青少年の育成に寄与することを目的とした施設である。当該建物は(一財)宮城県青年会館が所有しているが、敷地は県有地となっている。青少年指導者育成、地域活動支援、各種国際交流等の事業のほか、研修室等の貸出や宿泊事業を実施している。また、宮城県の委託事業であるみやぎ青年婚活サポート事業も行っている。築42年が経過し、建物の躯体にひび割れ、雨漏り跡、基礎や床の一部に沈下が見られるなど老朽化が著しい状況であり、(一財)宮城県青年会館は現在地における建替えを視野に検討を進めている。

#### 【再編方針】

エスポールみやぎ(宮城県青年会館)については、(一財)宮城県青年会館が計画する 現在地での建替えに合わせ、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターと集約・ 複合化する(第4章の2を参照)。

#### ⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

昭和55年に建築され、母子及び父子並びに寡婦に対する各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与している。主に就労、子育て、日常生活上の問題についての相談対応や就業支援講習、就業情報の提供等の事業を実施している。現在は、(公財) 宮城県母子福祉連合会が指定管理者として管理運営を行っている。

築40年が経過し、各所にコンクリートのひび割れや爆裂、塗装の剥離等が生じており、全体的に外壁や屋上防水の劣化が見られる。また、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。さらに、現在は、2階の一部と3階にある寮機能を使用しておらず、施設管理上、非効率な状況となっている。

#### 【再編方針】

宮城県母子・父子福祉センターについては、現エスポールみやぎ(宮城県青年会館) (仙台市宮城野区)の敷地に移転することとし、(一財)宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ(宮城県青年会館)の建替えに合わせ集約・複合化する(第4章の2を参照)。

ただし、福祉関係施設という点で、宮城県聴覚障害者情報センター (みみサポみやぎ) 等との集約も考えられることから、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も合わせて検討する。

#### ⑥ 宮城県第二総合運動場

武士道に由来するスポーツ(柔道,剣道,弓道)の拠点施設であり、県内唯一の柔道場、剣道場、弓道場を一か所に備える施設である。県・東北レベルの柔道、剣道、弓道の大会が開催されるほか、武道愛好家の練習や学校の部活動にも使用される。敷地内には、武道館(昭和56年築)、弓道場(遠的)(平成11年築)、弓道場(近的)(平成11年築)、合宿所(平

成4年築),クライミングウォールがある。現在は、宮城県スポーツ協会・ミズノグループが指定管理者として管理運営を行っている。

築38年が経過し、屋上防水の一部の劣化が見られるほか、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。また、障害者席やエレベーターが設置されていないなどバリアフリーに課題がある。

#### 【再編方針】

仙台市内をはじめ各市町村に同様の体育施設が存在するほか、県内の学校施設にも体育館が設置されているなど類似施設が多数ある。

このため、宮城県第二総合運動場は、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わず、当面、必要な修繕更新を行いながら、県有体育施設の整備の在り方を含め、再検討を行う。

#### ⑦ 宮城県美術館

昭和56年に建築され、美術作品等の収集、保存及び展示、各種展覧会の企画・実施、県 民への教育普及活動及び創作活動の企画・指導助言等を行っている。また、平成2年には、 佐藤忠良記念館が本館に併設されている。

本館については、築38年が経過し、老朽化した屋内外の建物・設備等の更新に加え、収蔵庫の狭隘化の解消やバリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインへの配慮、大型化が進む全国的な巡回展への対応や常設展示の充実等といった展示環境の課題などに対処する必要がある。そのため、有識者の意見を取り入れながら、今後の美術館の施設整備や運営の在り方を検討し、平成28年度に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を、平成29年度に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定したところである。「宮城県美術館リニューアル基本方針」においては、『「記憶に残る」「また訪れたくなる」「常に新しい発見のある」美術館』といった宮城県美術館の目指す姿や『「子どもたちの豊かな体験を創出する」「人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる」「国内外の人々が魅了される」「ともに築きあう」美術館』といったコンセプトが示されており、これらを実現するための具体的な改修内容が検討されている。

なお、本リニューアル基本方針に基づき現地で増改築を含む大規模改修を行った場合には、概算で $50\sim60$ 億円程度かかると推計されており、リニューアル工事期間中の長期休館も想定される。

また、現美術館敷地の南側の地下を横断する仙台西道路のトンネルの土被りが約6mであり、掘削、荷重、建築等の制限に係る地上権が設定されていることから、リニューアル基本方針においては、敷地の南側ではなく、北側に増築する内容としている。このため、将来的に現地で建替えをする場合には、当該地上権への対応に加え、資機材の保管や作業スペースの確保など施工上の技術的条件は厳しいものになると考えられる。

こうした背景や、第1章に掲げた人口減少等に伴う施設総量の適正化などの趣旨を踏まえ、 今回改めて、移転・新築も視野に加え、老朽化している県関係施設の再編整備等の観点から 全体的な検討を行った。

### 【再編方針】

移転新築の場合,現施設が抱える課題解消に向けて,抜本的な取組が可能になると考えられるとともに,長期休館が不要となる等といった利点もある。

これらの利点や集約・複合化による効果等を踏まえ、宮城県美術館については、仙台 医療センター跡地(仙台市宮城野区)において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活 動プラザ(みやぎNPOプラザ)と集約・複合化する方向で更に検討を進める(第4章 の1を参照)。

検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理するとともに、「宮城県美術館リニューアル基本構想」及び「宮城県美術館リニューアル基本方針」等で示された宮城県美術館の目指す姿やコンセプト等を十分に尊重しながら進める。

### ⑧ 多賀城分庁舎

昭和58年に宮城県仙台東土木事務所として建築された。平成20年度に仙台東土木事務所を現在の仙台土木事務所に統合して以降、県としては書庫や除雪車両倉庫、水防倉庫、緊急資材保管庫として利用するにとどまっており、大部分は県の関係団体(13団体)に目的外使用を認めている状況である。

なお、敷地内には宮城県危機対策課所管の無線局舎等が設置されている。

築36年が経過し、屋上防水等の劣化が進行しているほか、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。特に空調設備は、主要な機器に不具合が発生している。

#### 【再編方針】

多賀城分庁舎については、主な利用形態が目的外使用許可による県関係団体等の事務 室であることを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集約等は行わない。

当面の間,必要な範囲での修繕更新を行いつつ,今後の県としての利活用の見込みや 修繕更新等に係る費用等を勘案しながら,建物の取扱いを検討する。

なお,将来的に多賀城分庁舎を廃止することも見据え,目的外使用として入居している団体と調整を行う。

#### ⑨ 宮城県商工振興センター

昭和63年に建築され、本県の経済と地域社会を支える中小企業の振興を図るための拠点施設であり、入居している各商工関係団体等※が公益事業等を展開している。当該建物は、宮城県と入居している団体((公社)宮城県物産振興協会及び(一財)宮城県商工振興センターを除く。)の5者で共有しており、宮城県が建物の約28%の持ち分を所有している。施設の維持管理は、宮城県及び入居団体が組織した(一財)宮城県商工振興センターが行っている。

築31年が経過しており、施設全体に劣化が見られるほか、法令改正により現行法令不適合となったエレベーターへの対応等が必要である。また、電気設備は概ね更新されているが、衛生設備は概ね建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。

### 【再編方針】

宮城県商工振興センターについては、主な利用形態が県関係団体等の事務室であり、 他の施設との親和性を見出せないこと等を踏まえ、今回検討対象とした他施設との集約 等は行わない。

当面の間,必要な修繕更新を計画的に行うとともに,入居団体の意向も確認しながら, 今後,再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行う。

※ 現在入居している団体は、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会連合会、(公財) みやぎ産業振興機構、(公社) 宮城県物産振興協会、宮城県火災共済協同組合、(一財) 宮城県商工振興センターである。

### ⑩ みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)

他の年代に比べて離職率が高い若者の再就職や就職氷河期世代の就職等を支援するため、キャリアコンサルティングを中心に就職支援セミナーや職業紹介等を実施している。本県では平成16年度から設置しており、平成21年に現在地に移転した。また、宮城労働局の仙台新卒応援ハローワークと併設されており、一体となって事業を行っている。

仙台駅に近接した民間ビルの一室を賃借しており、利便性が高いが、施設内が手狭であることや賃料の面で課題もある。

#### 【再編方針】

みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)については、ハローワークと の一体的な運用が効果的であることなどを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集 約等を行わない。

当面の間,現状を維持しつつ,今後,将来的な就労支援の在り方やハローワークとの 連携の在り方等も考慮しながら,再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等につ いて検討を行う。

注) 各施設の状況については、資料調査及び必要に応じて現地調査を実施した。

#### 3 再編のイメージ



<sup>※</sup> 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

# 第4章 集約・複合化を図る施設

### 1 仙台医療センター跡地での集約等

「仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)」に、文化芸術の振興や民間非営利活動の促進の拠点として、「宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)」、「宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)」を集約・複合化する。また、「宮城県美術館」を集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。検討に当たっては、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図るとともに、宮城県美術館については、それに加え、文化的価値や事業費、施工上の条件など様々な観点から現地改修と移転新築のメリット・デメリットについて整理し、方向性を判断することとする。

#### (1) 計画地概要

仙台医療センター跡地(以下「計画地」という。)は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁から約4km, JR仙台駅から約2kmの位置にあり、JR仙石線宮城野原駅に直結している。また、国道45号に近接し、計画地の北側が市道元寺小路福室線に接道するなど、交通条件に優れている。



計画地の南側に位置する宮城野原公園総合運動場は、野球場、陸上競技場、テニスコート等からなり、面積は約17ha、年間約193万人が利用している。この総合運動場は、仙台市地域防災計画において広域避難所に位置付けられている。また、南東側に位置するJR仙台貨物ターミナル駅敷地は、県の広域防災拠点として整備予定である。西側には、学校や戸建て住宅等が隣接しているほか、徒歩約10分の場所に榴岡公園が立地している。

計画地は、仙台市の都市計画マスタープランにおける地域別構想「都心地区」の東側の外縁部に位置している。「都心地区」は「東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、仙台駅を中心とした利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都市機能を強化・拡充」することを基本的方向としている。また、同計画の中で、前述の宮城野原公園総合運動場内にある宮城球場は、スポーツ交流拠点に位置付けられている。

#### 【仙台医療センター跡地】

所 在 地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内		
面積	約54,530㎡		
	用 途 地 域 近隣商業地域(建ペい率80%/容積率300%)		
	高 度 地 区 第四種高度地区		
都市計画決定の内容	防 火 地 区 準防火地域		
	特別用途地区 大規模集客施設制限地区(近隣商業地域)		

#### (2) 集約・複合化のねらい・効果等

#### ① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

現在の施設がそれぞれ抱える課題等について、各施設が個別に機能拡充の検討を進めているが、全体的な視点に立った場合、類似の諸室機能(会議室・レストラン等)も多く、それらを可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、施設の集約・複合化により、全体的な延べ床面積を減少させることにより、国の特例的な起債制度等の活用を図るといった利点も期待できる。

施設機能面については、音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興・継承の拠点として、 県民が多様な文化芸術を創造、発表、享受できる機会の充実や文化芸術情報の収集、発信の強化、 集客力の強化につながり、多様な分野の交流による文化芸術活動の更なる活性化、新しい価値の 創造といった効果が期待できる。また、他地方公共団体の事例を見ても文化芸術振興、集客面で の相乗効果が見込まれると考えられる。

さらに、県民、企業、学校関係者など幅広い利用者が集まる施設と県内の民間非営利活動の拠点である宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)が併設されることで、NPO活動の情報発信やNPO、企業等相互の交流促進機能の強化につながり、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点が生まれ、連携・協働の可能性が広がる。

#### ② 立地の選定

計画地については、仙台医療センターが現在地(県有地)に移転したことに伴い、県が交換により取得する土地である。集約・複合化した場合に想定される規模の施設を建築できる十分な広さを有しており、JR仙石線宮城野原駅に直結し、幹線道路に接しているなど交通の利便性が非常に高い。

計画地の周辺の宮城野原公園総合運動場及び現在整備計画が進められている広域防災拠点(平時は緑地公園となる予定), 榴岡公園などと一体となった面的に広がりのある回遊性を持った県民の憩いの場を形成することができる。

平時には、宮城野原公園総合運動場にある宮城球場(楽天生命パーク宮城)、仙台市陸上競技場、テニスコート等のスポーツ施設、広域防災拠点公園を訪れるレジャー関係等の来訪者が、文化芸術という新たな選択肢を得て、多種多様な価値観の下で相互に触れ合う機会を創出することにより、県民サービスの向上につなげることを目指していく。また、災害等有事の際には、宮城県民会館や宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)、敷地のオープンスペースを活かした災害対応も可能であるといった周辺施設との連携による効果が期待できる。

さらに、計画地は、仙台東道路の将来的な整備計画も含め、国道4号、国道45号、三陸 縦貫自動車道といった高速・幹線道路へのアクセスにも優れていることから、県の東部・沿 岸部、県南部・北部に開かれた交流拠点となることが期待できる位置にある。

なお、環境生活部における宮城県民会館の整備の在り方に係る検討においても、新しい宮城県民会館において想定される規模が建築可能であり、交通利便性も非常に優れていることなどから、現在利活用可能な県有地の中では、計画地が最も適しているとしている。

これらのことを踏まえ、県内外からの利用者が見込まれる宮城県民会館や県内各地からの利用が見込まれる宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)の立地が適当であると判断した。また、①の効果等を踏まえ、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。

### (3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化の 検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

### ① 宮城県文化芸術振興ビジョン(第2期)(平成28年3月)

宮城県文化芸術振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)は、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、本県の文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものである。

ビジョンにおける施策展開の基本方針の1つとして「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」を掲げており、「文化施設間の連携」や「施設機能の充実及びバリアフリーに配慮した設備向上」等に取り組むこととしている。また、各種施策の推進に当たっては、「民間団体との連携、協働に努め、文化施設の運営への参加、協働企画の推進等、NPO法人等民間団体の有するノウハウを積極的に生かせる文化芸術振興の推進体制づくり」に努めることとしている。

#### ② 第2期宮城県教育振興基本計画(平成29年3月)

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共 団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系 的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すもので ある。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、 生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指すこととしている。

#### ③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画(平成28年3月)

宮城県民間非営利活動促進基本計画は、「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」ことを基本理念に、「NPO活動の促進」と「多様な主体とのパートナーシップの確立」を基本方針として民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。

本計画では、「みやぎNPOプラザの機能の充実」を重点取組としており、みやぎNPOプラザを県内におけるNPO活動を促進する中核機能拠点として、情報収集・提供機能をはじめとする基盤整備機能や広域的促進機能などを充実させ、NPO主体の効果的かつ効率的な運営を推進することとしている。

#### 4 その他

宮城県地域防災計画において、災害時のボランティア活動について、「県は必要に応じて

一般ボランティア活動のための拠点を提供するなどし、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める」こととされており、宮城県広域防災拠点基本構想・計画(平成26年2月)において、仙台医療センター跡地については、「広域避難場所としての活用やボランティア、ライフライン復旧関連事業者の活動拠点等としての利用が考えられる」とされている。

#### (4) 敷地配置のイメージ

建築規制等を踏まえた施設配置の例及びイメージは図6,7のとおりである。建物が比較的高くなることが見込まれる宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)については、日影規制等を考慮すると、敷地の南東側に配置され、敷地の西側に宮城県美術館が配置されることが想定される。

なお、宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)については、宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城)と宮城県美術館の共有部分に配置すると仮定している。

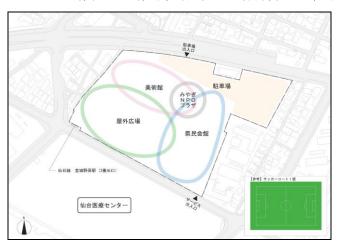


図6 施設配置例①※



図7 施設配置イメージ(施設配置例①において敷地の南から北を臨む)※

<sup>※</sup> 具体的な施設の配置等については、今後、関係機関等との協議調整を行いながら、検討する必要がある。その際、ここで示す図が検討の前提となるものではない。

### (5) 他地方公共団体等における類似事例

### ① 上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館(サントミューゼ)

JR上田駅にほど近い敷地に建つ劇場と美術館の複合建築であり,市民の芸術活動の拠 点施設である。

所 在 地	長野県上田市	長野県上田市天神三丁目15番15号		
交通アクセス	JR上田駅,しなの鉄道上田駅,上田電鉄別所線上田駅から徒歩約7分			
設 置 者	上田市	開館年月 平成26年10月		
管理運営方法	直営	直営		
敷地面積	約45,46	5 9 m <sup>2</sup>		
建物規模	建築面積:約	512,309㎡ 延床面積:約17,620㎡		
施設機能	上田市交流文化芸術センター	舞台:プロセニアム形式小ホール320席(最大372人収容), 1階席:288席,バルコニー席:32席		
		その他 大スタジオ,中スタジオ,スタジオ4室, 多目的ルーム,会議室,和室,楽屋		
	上田市立	企画展示室,常設展示室,市民アトリエ・ギャラリー,		
	美 術 館	アトリエ、子どもアトリエ		
	その他	交流プロムナード、芝生広場		

参考: サントミューゼホームページ https://www.santomyuze.com/facility/

### ② 愛知芸術文化センター (愛知芸術文化センター栄施設)

多様な芸術文化活動を推進する一大拠点として整備された施設で、3つのホール等を有 する愛知県芸術劇場の他に,美術館や文化情報センターで構成される全国最大級の複合文 化施設である。

所 在 地	愛知県名古屋市東	区東桜一丁目13番2号
交通アクセス	名古屋市営地下鄧	株東山線栄駅,名城線栄駅から徒歩3分
設 置 者	愛知県	開館年月 平成4年10月
	愛知県芸術劇場:	指定管理((公財)愛知県文化振興事業団)
管理運営方法	愛知県文化情報も	アンター:指定管理※(同上)
	愛知県美術館:直	<b>王</b> 営
敷地面積	約18, 173m	1
建物規模	建築面積:約12	2, 113㎡ 延床面積:約109, 062㎡
		大 ホ ー ル 2,480席
	平 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	コンサートホール 1,800席
	愛知県芸術劇場	小 ホ ー ル 標準282席(最大330席)
施設機能		その他 大リハーサル室, 中リハーサル室
	愛知県美術館	美術館展示室8室、ギャラリー10室
	愛知県文化情報	アートスペース,アートライブラリー,アートプラザ
	センター	アードス・マース・テードフィップッー, テードブブリー

<sup>※</sup> アートライブラリーは直営。参考:愛知芸術文化センターホームページ https://www.aac.pref.aichi.jp/facility/index.html 平成 30 年度事業概要 https://www.aac.pref.aichi.jp/information/item/annualplan2018.pdf

### ③ 島根県芸術文化センター (グラントワ)

美術館と芸術劇場が一体となった複合施設で、石見地域の芸術文化拠点として、美術や音楽、演劇などの分野が相互に協調し、誘発し合いながら、多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供している。

	•		
所 在 地 島根	島根県益田市有明町5番15号		
交通アクセス JR	交通アクセス JR益田駅から徒歩15分		
設 置 者 島根	県 開館年月 平成17年10月		
管理運営方法 指定	管理((公財)しまね文化振興財団)		
敷地規模約3	6, 5 4 6 m <sup>2</sup>		
建物規模建築	建築面積:約14,068㎡ 延床面積:約19,252㎡		
いわ	大ホール1,500席 1階席:997席 2階席:503席 舞台:プロセニアム形式		
施設機能	<ul><li>小ホール</li><li>400席</li><li>舞台:プロセニアム形式</li><li>その他</li><li>スタジオ,楽屋</li></ul>		
石身	₹ 新館 趣向の異なる大小4つの展示室,多目的ギャラリー		
そ	の 他 回廊,中庭広場		

参考:グラントワホームページ http://www.grandtoit.jp/about/ 島根県ホームページ指定管理の状況 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/shitei/sitei\_kanri/



▲①上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館 (サントミューゼ)外観写真

写真出典:サントミューゼホームページ

(https://www.santomyuze.com/facility/about/)



▲③島根県芸術文化センター(グラントワ) 外観写真(中庭広場)

写真出典:島根県芸術文化センター (グラントワ) 提供



▲②愛知芸術文化センター(愛知芸術文化センター 栄施設)外観写真

写真出典: 愛知芸術文化センターホームページ (https://www.aac.pref.aichi.jp/publicity/index.html)

#### (6) 今後検討・整理すべき事項

#### ① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

計画地一体として統一的なコンセプトのもとに、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮し、 さらに集約・複合化による相乗効果も生み出せるよう、広域防災拠点や宮城球場(楽天生命 パーク宮城)をはじめとする計画地の周辺施設との連携も含めて、整備手法、設備、管理運 営方法といった具体的な施設整備に係る構想を検討する。

宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)については、令和元年度に策定した「宮城県民会館整備基本構想」の内容を十分に尊重する。また、宮城県美術館については、平成29年度に策定した「宮城県美術館リニューアル基本方針」の内容等を十分に尊重しつつ、集約・複合化する方向で更に検討を進めるが、いずれの施設においても、その特殊性に十分配慮するものとする。

なお、施設整備に当たり、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

### ② 民間活力の導入可能性の検討

①の検討と合わせ、民間の施設やサービスの導入が、整備エリア全体の魅力や価値の向上につながり、県民の利益に資することも考えられることから、PPP/PFI手法や指定管理者制度、定期借地権の設定といった様々な民間活力の導入可能性について、民間事業者の意見等も聞きながら、検討を進める。

なお,(4)の施設配置例①(図6)を基本に,例えば,県有施設として必要面積を確保した上で,民間施設等を併設することを想定した場合 $_*$ の施設配置例は図8,9のとおりである。

※ 具体的な手法まで想定しているものではない。



図8 施設配置例② (民間活用エリアが敷地西側の場合)



図 9 施設配置例③ (民間活用エリアが敷地東側の場合)

#### ③ 現施設の維持管理計画の検討

新たに施設整備をする場合,通常,事業構想の策定,基本設計,実施設計,建築工事の順に進行することから,新しい施設が完成するまでには、相当の年数(大規模な施設の場合,少なくとも7,8年程度)が見込まれる。このため、現施設については、施設整備に係る具体的なスケジュール等を十分踏まえながら、計画的かつ適切に維持管理していく必要がある。なお、仙台医療センター跡地に集約・複合化施設を整備する場合の各工程に要する期間を例示すると下表のとおりである。

### 【施設整備に係る主な工程と期間の例】

事業構想の策定(1~2年程度)	
基本設計(2年程度)	
実施設計(2年程度)	
建築工事,竣工・移転(2~3年程度)	

#### ④ 移転後の施設・跡地等の利活用に係る検討の方向性

移転によって生じる宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)の跡地については、定 禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるような県としての利活用方策について、具体的 な検討を行う。また、宮城県美術館については、文教地区であることを踏まえ、移転後の具 体的な方策の検討を行う。

注)宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)が入居する榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)の跡地の利活用に係る検討の方向性については,第4章2(4)を参照。

#### ⑤ 関係者等との合意形成

施設整備に係る構想や移転後の施設・跡地等の利活用の検討については、仙台市をはじめ 関係機関や関係団体等との協議調整を行うなど、今後具体的な進め方を含め検討していく。 また、利用者・使用者・関係者等の意見を聞きながら、施設の整備・運用についての合意形 成を図るよう取り組む。

### 2 現エスポールみやぎ (宮城県青年会館) 敷地での集約等

現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地(仙台市宮城野区)に、「エスポールみやぎ(宮城県青年会館)」、「宮城県婦人会館」、「宮城県母子・父子福祉センター※」を集約・複合化し、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図る。

概要は次のとおりである。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

#### (1) 計画地概要

エスポールみやぎ (宮城県青年会館)の敷地 (以下「計画地」という。) は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁まで約4kmの位置にあり、周辺には宮城県消防学校や仙台土木事務所、保健環境センター、宮城県障害者総合スポーツセンターなどの公用施設が多く立地するほか、主に低層を中心とした住宅地が広がっている。



沿道に生活用品や飲食関係の店舗が建ち並ぶ

市道台原南小泉線沿いに立地し、最寄りの公共交通であるJR東北本線東仙台駅からは徒歩20分ほどかかるが、仙台駅等からのバス路線がある。また、県道仙台松島線に近く、自動車の利便性は高い。

なお、仙台市の都市計画マスタープランにおいて、計画地は、市街地ゾーン(郊外区域)として、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図るゾーンとして位置付けられている。

#### 【現エスポールみやぎ(宮城県青年会館)敷地】

所 在 地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内
面積	約4,828 m²
都市計画決定の内容	用途地域 第一種住居地域/第二種住居地域 (建ペい率60%/容積率200%)
	高 度 地 区 第三種高度地区

#### (2) 集約・複合化のねらい・効果等

#### ① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

各施設に必要な諸室機能の整理をした上で、類似の諸室機能(会議室等)を可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、それぞれ対象が異なるものの、いずれも研修の実施や研修の場の提供が主な事業であり、機能面での親和性が高く、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できる。

#### ② 立地の選定

計画地については、隣接する県の消防学校や保健環境センター等の敷地を含めて一体として県が所有している土地の一部である。エスポールみやぎ(宮城県青年会館)については、周辺スポーツ施設等との位置関係や宿泊料金の設定などの面で現在の立地に利点がある。また、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターについては、移転した場合でも、現在の立地から大きく離れずに事業を継続することが可能であるため、計画地での集約・複合化が適当であると判断した。

### (3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化 の検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

### ① 第2期宮城県教育振興基本計画(平成29年3月)

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すものである。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「豊かな人間性と社会性の育成」,「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており,青少年の健全育成を図るため,様々な交流や体験活動などを通じて豊かな人間性や社会性を育むことや,女性の教養向上を図るため,多様な学習活動への参画・学習成果の実践による地域づくりを目指す取り組みを進めている。

#### ② 第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(令和2年3月)

「第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭に対する支援の方向性等について取りまとめたものである。

本計画の基本目標として、「相談機能の充実」や「就業支援」の促進を図ることとしており、具体的な施策の1つとして、母子・父子福祉センター((公財) 宮城県母子福祉連合会)における生活上の諸問題に関する相談事業や就業相談、就業支援講習会、職業紹介といった就職支援に係る事業を継続して実施することとしている。

#### (4) 今後検討・整理すべき事項

#### ① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

県有施設については、改めて必要となる施設機能の整理を行った上で、現建物の所有者である(一財)宮城県青年会館と具体的な整備手法や事業スケジュール等について協議、調整を行う。

なお、施設整備に当たっては、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

#### ② 現施設の維持管理計画の検討

施設整備に係る具体的なスケジュール等を踏まえ, 現施設の今後の維持管理計画を検討する。

#### ③ 跡地等の利活用に係る検討の方向性

宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ),宮城県婦人会館,文化財課分室(個別に移転を検討)の移転によって生じる榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)の跡地については,他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら,仙台市のまちづくりや周辺の環境等を踏まえ,今後県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行う。

宮城県母子・父子福祉センターの跡地については、周囲に県関係施設が多く立地していることを踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な検討を行う。

# 第5章 今後の展開

今回の県有施設再編等の在り方検討に当たっては、10施設を抽出して議論を積み重ねてきた。

検討対象となった施設については、基本方針に掲げられた内容に沿って、今後とも関係機関 や団体、県民の皆様の御意見を伺いながら、更に具体化に向けた検討を進めていく。

また、今回の検討対象とならなかった施設の老朽化への対応や、宮城球場(昭和25年築)のような大型の施設等の老朽化への対応も依然として課題となる。

引き続き,「宮城県公共施設等総合管理方針」に則り,本方針を参考としながら,県有施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた不断の努力を継続していく。

# 参考資料

# 1 県有施設再編等の在り方検討懇話会

# 【懇話会構成員】

分 野	氏 名	所属・役職
財務・会計	赤石雅英	公認会計士・税理士
観光・集客	稲葉雅子	株式会社ゆいネット/株式会社たびむすび 代表取締役
福祉	加藤睦男	宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事
文化振興	志賀野桂一	白河文化交流館コミネス 館長兼プロデューサー 東北文化学園大学 特任教授
都市計画・ まちづくり	舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群 教授
行政評価	堀切川一男	東北大学大学院工学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

# 【開催実績】

回数	開 催 日 場 所	議事	備考
第1回	令和元年5月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設再編等の在り方について 2 講 話 東洋大学経済学研究科(公民連携専攻) 客員教授 南 学 氏 3 意見交換	
第2回	令和元年7月16日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の現状と課題について 3 意見交換	2 · 3 非公開
第3回	令和元年8月19日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の再編整備の方向性について 3 意見交換	2 · 3 非公開
第4回	令和元年11月18日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 検討対象施設の再編方針について 2 意見交換	
第5回	令和元年12月12日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 (中間案)について 2 意見交換	
第6回	令和2年2月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 (最終案)について 2 意見交換	

#### 【開催要綱】

#### 県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うにあたり、広く有識者からの意見聴取を行うため、県有施設再編等の在り方検討懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

### (所掌事務)

- 第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。
  - (1) 老朽化した県関係施設の再編・移転等の整備方針に関すること。
  - (2) 公有地の効果的な活用方策及び再編・移転等に伴う跡地の利活用に関すること。
  - (3) 県有施設再編の基本方針の策定に関すること。
  - (4) その他県関係施設の再編等の在り方に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席 によって開催する。

(座長)

- 第4 懇話会に座長1名を置く。
  - 2 座長は会議の進行を行う。

(会議)

- 第5 懇話会は知事が招集する。
  - 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。 (庶務)
- 第6 懇話会の庶務は、宮城県震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。 (その他)
- 第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。 附 則
  - この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

### 別表(第3関係)

分 野	構成員数	摘要
都市計画・まちづくり	1名	
行 政 評 価	1名	
観光・集客	1名	
文 化 振 興	1名	
福祉	1名	
財務・会計	1名	

### 2 利活用可能な県有地

利活用可能な県有地として、「現在、遊休となっている土地(更地等)」、「今後、用途廃止等が 予定されている土地」、「検討対象とした施設が移転等をした場合の跡地」などが考えられ、これ らの中から、優先的に立地を選定することとした。

### (1) 現在,遊休の土地(更地等)となっており,利活用が可能な主な県有地

### ① 旧裏圃場跡地

所	在 地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内
面	積	約61,830㎡
交通	公共交通	JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分 JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
アクセス	自 動 車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。また,敷地 が最長で接する道路(台原南小泉線)は,片側2車線の広幅員道路で あるが,敷地と道路には高低差があり現在は法面となっている。
用	途 地 域	第二種中高層住居専用地域(建ペい率60%/容積率200%)
_	の他建築にる主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地
周	辺 環 境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地が点在しているほか,道路を挟んで南側に風致地区の規制がかかる住宅地や緑地がある。北側は住宅地が広がっており,高校や支援学校も立地している。

### ② 旧運転免許試験場市名坂庁舎跡地

所	在 地	仙台市泉区市名坂明神地内
面	積	約29, 505 m <sup>2</sup>
交		仙台市営地下鉄南北線「八乙女駅」から徒歩約15分
通ア	公共交通	JR「仙台駅」や仙台市営地下鉄南北線「泉中央駅」からのバスでのア
アク		クセスが可能
セ	自動車	国道4号や県道35号と近距離にある。ただし、最寄の幹線道路である
ス	日期早	県道35号から敷地までの道路は、幅員が狭い。
用	途 地 域	第二種住居地域(建ペい率60%/容積率200%)
その	他建築に	【景観計画】郊外住宅地ゾーン
係る主な規制		【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域
		狭幅員の市道が通る戸建て・中高層の住宅地に囲まれている。
周	辺 環 境	北側は小学校・保育園に隣接している。東側には生活用品や飲食関係の
		店舗、アイスリンク仙台等が立地している。

# ③ 旧宮城県立白石高等技術専門学校跡地

所	在 地	白石市緑が丘地内
面	積	約13, 460 m <sup>2</sup>
交通ア	公共交通	JR東北本線「白石駅」から徒歩約25分
クセス	自動車	国道113号と近距離にある。ただし、国道113号から敷地までの道路は住宅地の中を通る生活道路となっている。
用	途 地 域	第一種中高層住居専用地域(建ペい率60%/容積率200%)
_	他建築に 主な規制	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地(発掘調査済み)
周	辺 環 境	新興住宅エリアに隣接しており,周囲は戸建て住宅地や緑地が広がっている。地下には、東北新幹線のトンネルが通っている。

# ④ 旧栗原農業高等学校跡地

所	在 地	栗原市若柳字川南上堤地内
面	積	約20, 470 m²
交通ア	公共交通	JR東北本線「石越駅」から車で約15分
クセス	自動車	国道398号と近距離にある。ただし、国道398号から敷地までの道路は、幅員があまり広くない上に行き止まりとなっている。
用	途 地 域	第一種中高層住居専用地域 (建ペい率60%/容積率200%)
_	)他建築に	_
周	辺 環 境	北側が迫川, 西側が新山浄水場に隣接しており, 周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。

# ⑤ 旧農業・園芸総合研究所(蚕業部)跡地

所	在 地	亘理郡亘理町字舘南地内
面	積	約14, 310㎡
交通ア	公共交通	JR常磐線「亘理駅」から徒歩約15分
アクセス	自動車	北側に県道10号,西側に国道6号が通っている。ただし,幹線道路から敷地までの道路は,住宅地の中を通る生活道路となっている。
用	途 地 域	第二種住居地域(建ペい率60%/容積率200%)
	)他建築に	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地
周	辺 環 境	北側が亘理神社,西側が亘理高等学校に隣接しており,周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。東側に道路を挟んで生活用品等の店舗が立地している。また,県道10号を隔てて亘理駅西口周辺の商業ゾーンと隣接している。

# (2) 用途廃止等が予定されており、今後利活用が可能となる見込みの主な県有地

# ① 現暫定オフサイトセンター (旧消防学校跡地)

所	在 地	仙台市宮城野区安養寺3丁目地内
面	積	約37,659㎡
交通	公共交通	JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分 JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
アクセス	自動車	台原南小泉線や東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する 道路(鶴ケ谷18号線)は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路で ある。
用	途 地 域	第二種中高層住居専用地域(建ペい率60%/容積率200%)
	他建築に主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地
周	辺 環 境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか,風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がり,高校,小学校が隣接している。

# ② 仙台医療センター跡地

所	在 地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内
面	積	約54,530㎡
交通ア	公共交通	JR仙石線「宮城野原駅」が敷地と直結している。
クセス	自動車	国道45号に近接する他,市道元寺小路福室線に接している。
用	途 地 域	近隣商業地域(建ペい率80%/300%),大規模集客施設制限地区
その	他建築に	【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等
係る主な規制		【景観計画】沿線市街地ゾーン
周	辺 環 境	戸建て・中高層マンションの住宅のほか、学校に隣接している。南側に 道路を挟んで仙台医療センターの新病棟に隣接している。宮城野原公 園総合運動場に近接しており、南東側に県の広域防災拠点を整備する 計画がある。敷地の西側が「長町-利府線断層帯」に近接している。

## ③ 旧宮城県米谷工業高等学校跡地

所	在 地	登米市東和町米谷字古舘地内
面	積	約55, 598㎡
交通ア	公共交通	JR気仙沼線「柳津駅」から車で約20分
クセス	自動車	県道202号や三陸自動車道「登米東和IC」に近接している。
用	途 地 域	用途地域指定なし(建ペい率70%/容積率200%)
その他建築に 係る主な規制		【宮城県屋外広告物規制】第2種許可地域
周辺環境		北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地区に近接し, 山間地に位置する。

# (3) 検討対象とした施設が移転等した場合の跡地(現施設の敷地)

# ① 本町第3分庁舎敷地

所	在 地	仙台市青葉区本町三丁目地内
面	積	約1, 222m <sup>2</sup>
交通ア	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「勾当台公園駅」から徒歩約5分
クセス	自動車	国道45号沿いに立地している。
用	途 地 域	商業地域(建ペい率80%/容積率500%)
その	他建築に	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等
係る	主な規制	【景観計画】商業業務地ゾーン
周	辺 環 境	仙台市の中心部の国の合同庁舎や県庁等の行政機関が集まるエリアの一角に位置し、周辺にはオフィスや住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。近隣には、南側(錦町公園)や西側(勾当台公園)等に都市公園が立地し、中心部でありながら緑地にも恵まれている。

# ② 宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)敷地

所	在 地	仙台市青葉区国分町三丁目地内
面	積	約3,627m²
交通アク	公共交通	仙台市営地下鉄南北線「勾当台公園駅」から徒歩約5分
クセス	自動車	国道45号に近接している。
用途地域		商業地域(建ペい率80%/容積率500%) 「定禅寺通地区計画」の区域内であり、現行用途地域の制限に加え、建物用途、敷地面積、壁面後退、建物の高さに関する制限がある。
その他建築に係る主な規制		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
周	辺 環 境	仙台市の中心部に位置し、周辺にはオフィスや飲食店、住宅等の中高層 建築が建ち並んでいる。東側に都市公園(勾当台公園)が立地する他、 敷地が面する定禅寺通の中央分離帯の遊歩道にはケヤキ並木が植栽さ れており、中心部でありながら緑地にも恵まれている。

# ③ 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)敷地

所	在 地	仙台市宮城野区榴ヶ岡地内
面	積	約4, 942 m²
交通ア	公共交通	JR仙石線の「榴ヶ岡駅」から徒歩約10分
クセス	自動車	市道元寺小路福室線沿いに立地しているほか,国道45号に近接している。
用	途 地 域	商業地域(建ペい率80%/容積率400%)
		【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等(市長が定める商業地域)
その	他建築に	【景観計画】商業業務地ゾーン,景観重点区域(都心ビジネスゾーン
係る	主な規制	D-3地区)
		【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地
		南側には国道45号を挟んで都市公園の榴岡公園、東側には国の合同
周	辺 環 境	庁舎が立地しているほか、周辺には中高層のマンションや戸建て住宅
		地が広がっている。

# ④ エスポールみやぎ (宮城県青年会館) 敷地

所	在 地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内
面	積	約4, 827 m²
交通ア	公共交通	最寄の鉄道駅 J R 東北本線「東仙台駅」から徒歩約20分。J R 「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
クセス	自動車	市道台原南小泉線沿いに立地しており、県道仙台松島線が近接している。
用	途地域	第一種住居地域(建ペい率60%/容積率200%),一部第二種住居地域
その他建築に		【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等(周辺地区)
係る	主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン
周	辺 環 境	東側は市道台原南小泉線を挟んで生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいるほか,周囲は公共施設(保健環境センター・消防学校等)に囲まれている。

# ⑤ 宮城県母子・父子福祉センター敷地

所	在	地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内
面		積	約1, 865 m <sup>2</sup>
交通ア	公共交	通	最寄りの鉄道駅であるJR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分。JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
クセス	自動	車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する市道は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。
用途地域		域	第二種中高層住居専用地域(建ペい率60%/容積率200%)
その他建築に係る主な規制			【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地
周	辺 環	境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか,風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がっており,高校,小学校も立地している。

# ⑥ 宮城県第二総合運動場敷地

所	在 地	仙台市太白区根岸町地内
面	積	約13,752m²
交通ア	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「長町一丁目駅」から徒歩約7分
クセス	自動車	県道273号沿いに立地している他,敷地西側には,国道286号が通っている。
用	途 地 域	第二種住居地域(建ペい率60%/容積率200%)
その	他建築に係	【景観計画】沿線市街地ゾーン
る当	主な規制	【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域
周	辺 環 境	敷地東側は,県道273号を挟んで広瀬川に面している。 周囲は戸建て住宅地や高校に隣接している。

# ⑦ 宮城県美術館敷地

所	在 地	仙台市青葉区川内元支倉地内
面	積	約34,517㎡
交通ア	公共交通	仙台市営地下鉄東西線の「国際センター駅」から徒歩約7分
クセス	自動車	国道48号(仙台西道路)と近接している。
用	途 地 域	第二種住居地域(建ペい率60%/容積率200%)
その他建築に係る 主 な 規 制		【景観計画】沿線市街地ゾーン,景観重点区域(広瀬川周辺ゾーン A-1地区) 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域・第一種環境保全区域
周	辺 環 境	文教地区に位置しており、近隣には、高校や国際センター、東北大学等が立地している。北側は、広瀬川に面している。東側と南側に接する道路はいずれも都市計画道路であり、拡幅計画がある。敷地の地下には、仙台西道路のトンネルが通っており、地上権設定がされている。

### ⑧ 多賀城分庁舎敷地

所	在	地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目地内
面		積	約6,468㎡
交通ア	公共	交通	JR仙石線「多賀城駅」から徒歩約20分
クセス	自重	カ 車	国道45号線沿いに立地している。
用	用途地域		第一種中高層住居専用地域(建ペい率60%/容積率200%),一部 近隣商業地域(道路端から30m)(建ペい率80%/容積率300%)
その他建築に係る主な規制			_
周	辺 環	境	敷地が接する国道45号沿いには、生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいる。沿道から内側に入ると戸建て住宅地が広がっている。東側に多賀城公園が立地しているほか、北側には小学校、中学校が立地している。

注)「その他建築に係る主な規制」は、全ての規制を網羅したものではない。

# 県有施設等の再編に関する基本方針 令和2年3月

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2478 FAX 022-211-2493

E-mail seisaku@pref.miyagi.lg.jp

URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/